袋 井 市 地 域 防 災 計 画

地 震 対 策 編

目　　次

第１編　総　論
第１章　計画の主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
11－１　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
11－２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
11－３　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
11－４　用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　予想される災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
12－１　静岡県第４次地震被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
12－２　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の
地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果・・・・・・ 3

第３章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・ 7
13－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
13－２　袋井市消防（水防）団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
13－３　静岡県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
13－４　静岡県警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
13－５　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２編　平時対策
第１章　防災思想の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
21－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
21－２　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第２章　自主防災活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
22－１　市民の果たすべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
22－２　地域における自主防災組織の果たすべき役割・・・・・・・・・・・ 17
22－３　事業所等の果たすべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
22－４　市の指導及び助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
22－５　自主防災組織と消防団との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第３章　地震防災訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
23－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
23－２　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第４章　地震災害予防対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
24－１　消防用施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
24－２　火災の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
24－３　建築物等の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
24－４　被災建築物等に対する安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
24－５　地盤災害の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
24－６　落下倒壊危険物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

24－７　危険予想地域における災害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
24－８　被災者の救出活動対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
24－９　要配慮者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
24－10　生活の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
24－11　災害廃棄物の処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
24－12　情報システムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
24－13　緊急輸送活動体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
24－14　公共土木施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
24－15　緊急輸送用車両等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
24－16　緊急消防援助隊の受援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
24－17　文化財等に対する防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
24－18　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項・・・・・・・・・ 31

第３編　地震防災施設緊急整備計画
第１章　地震防災施設整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
31－１　防災業務施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
31－２　地域の防災構造化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
31－３　緊急輸送路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
31－４　防災上重要な建物の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
31－５　災害防止事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
31－６　災害応急対策用施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第２章　地震対策緊急整備事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第３章　地震防災緊急事業五箇年計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第４編　南海トラフ地震臨時情報への対応
第１章　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における
災害応急対策にかかる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
41－１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等・・・・・・・・・・・35

第２章　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における
災害応急対策に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
42－１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等・・・・・・・35
42－２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知・36
42－３　災害応急対策をとるべき期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・36
42－４　袋井市のとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第３章　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における
災害応急対策に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
43－１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等
の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
43－２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知・37
43－３　災害応急対策をとるべき期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・37

43－４　避難対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
43－５　消防機関等の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
43－６　警備対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
43－７　水道、電気、ガス、通信、放送関係・・・・・・・・・・・・・・・・・38
43－８　金融・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
43－９　交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
43－10　市が管理等を行う施設等に関する対策・・・・・・・・・・・・・・・・39
43－11　滞留旅客等に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第５編　災害応急対策
第１章　防災関係機関の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
51－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
51－２　静岡県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
51－３　静岡県警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
51－４　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第２章　情報活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
52－１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
52－２　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
52－３　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第３章　広報活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
53－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
53－２　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
53－３　住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法・・・・・・・・ 46

第４章　緊急輸送活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第５章　広域応援活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第６章　災害の拡大及び二次災害防止活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
56－１　消防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
56－２　水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
56－３　人命の救出活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
56－４　被災建築物等に対する安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
56－５　災害危険区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第７章　避難活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第８章　社会秩序を維持する活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
58－１　予想される混乱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
58－２　実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第９章　交通の確保対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第 10 章　地域への救援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－２　給水活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－３　燃料の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－４　医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－５　し尿処理・汚水処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
510－６　ごみ（生活系）処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
510－７　災害廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
510－８　防疫活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
510－９　遺体の捜索及び措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
510－10　応急住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
510－11　ボランティア活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 11 章　学校における災害応急対策及び応急教育・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 12 章　被災者の生活再建等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 13 章　公共施設及び設備等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 14 章　防災関係機関等の講ずる災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・ 50
514－１　水　道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
514－２　下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
514－３　電　力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
514－４　ガ　ス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
514－５　通　信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
514－６　放　送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
514－７　市中金融・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
514－８　鉄　道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
514－９　道　路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第 15 章　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・
事業所の災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第６編　復旧・復興対策
第１章　防災関係機関の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
61－１　袋井市災害復興本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
61－２　静岡県警察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
61－３　防災関係機関等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第２章　激甚災害の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
62－１　基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
62－２　袋井市の実施事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第３章　震災復興計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
63－１　袋井市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第４章　復興財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
64－１　予算の編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
64－２　復興財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第５章　震災復興基金の設立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
65－１　震災復興基金の設立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第６章　復旧事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
66－１　復旧計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
66－２　基盤施設の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

第７章　都市・農山村の復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
67－１　都市・農山村復興計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
67－２　都市・農山村の復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
67－３　農山村の復興（主に都市計画区域外） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第８章　被災者の生活再建支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
68－１　恒久住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
68－２　災害弔慰金等の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
68－３　被災者の経済的再建支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
68－４　雇用対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
68－５　要配慮者の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
68－６　生活再建支援策等の広報・啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
68－７　相談窓口等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
68－８　保険の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第９章　地域経済復興支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
69－１　産業復興計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
69－２　中小企業を対象とした支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
69－３　農林業者を対象とした支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
69－４　地域全体に影響を及ぼす支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策
第１章　防災関係機関の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
421－１　袋井市の行う活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
421－２　静岡県警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
421－３　防災関係機関の行う活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
421－４　自衛隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

第２章　情報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
422－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
422－２　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

第３章　広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
423－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
423－２　防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
423－３　地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法・・・・・77

第４章　自主防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

第５章　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
425－１　袋井市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
425－２　防災関係機関の緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

第６章　自衛隊の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

第７章　避難活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
427－１　避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
427－２　市指定避難地の設置及び避難生活・・・・・・・・・・・・・・・・82

第８章　社会秩序を維持する活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
428－１　予想される混乱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
428－２　実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

第９章　交通の確保活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
429－１　交通規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
429－２　交通機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

第 10 章　地域への救援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
4210－１　食料及び日用品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
4210－２　飲料水等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
4210－３　医療救護活動の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
4210－４　防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理の準備・・・・・・・・・・88

第 11 章　市有防災施設設備の防災措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
4211－１　無線通信施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
4211－２　公共施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
4211－３　その他の公共施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
4211－４　コンピュータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

第 12 章　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置・・・・・・・・ 92

第 13 章　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策・・・・・・・・ 96

第 14 章　市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策・・・・・・・・ 100

第１編　総　　論

この計画の目的、性格、構成等を明らかにし、袋井市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示すとともに、この計画の基礎となる第４次地震被害想定の概要を示すものである。

第１章　計画の主旨

この計画は「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「袋井市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第５条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

１１－１　計画の目的

わが国の太平洋側は、海底を震源域とする大地震が周期的に発生しているが、遠州灘東部から駿河湾奥にかけては1854年の安政東海地震以降すでに150年以上このような地震がなく、地殻の歪みが蓄積している。このため静岡県は近い将来大地震が発生する可能性が大きいといわれている。

もし、東海地震が発生すればその規模はマグニチュード８クラスの巨大地震であり、袋井市域内も震度６～７の激烈な地震動に見舞われるものと想定される。

この地震による被害は未曾有の規模になるものと想定されるため、この広域かつ激甚な地震災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため「大規模地震対策特別措置法」が昭和53年６月15日に制定された。

この法により、静岡県下の市町は大規模な地震が発生するおそれが大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域（地震防災対策強化地域）として昭和54年８月７日指定され、地震が予知された場合の対策が義務づけられている。

この計画は、平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、袋井市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

１１－２　計画の性格

１　この計画は、袋井市の地域に係る地震対策について定めるものである。

２　この計画は、袋井市、静岡県、防災関係機関、事業所及び自主防災組織及び市民が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。

３　この計画のうち、第３編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。

４　この計画は、「静岡県地震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）」に規定する対策について、緊急に実施するものである。

５　この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

１１－３　計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の６編及び別紙による。

１　第１編　　総論

この計画の目的、性格、構成、第４次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

２　第２編　　平時対策

平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

３　第３編　　地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

４　第４編　　南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

５　第５編　　地震災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

６　第６編　　復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策

１１－４　用語の解説

本市が特に定める用語について解説する。

１　市指定緊急避難場所

市は、地震発生時における市民等の生命、身体の安全を図るため、市指定緊急避難場所を設定する。この施設は、周辺地区の避難者の受入場所であり、地震発生後、市街地の火災等から生命の安全確保が可能な場所とし、防災資機材等の設置による救援、情報活動等の拠点として機能し得る場所とする。（資料５－３－２）

２　任意避難地

（１）任意避難地は、安全な空地等を利用し、市指定緊急避難場所、市指定避難所へ行く必要が生じるまでの間、中継拠点となる場所とする。なお、任意避難地までの経路は、市民等の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。

ア　自宅周辺の安全な空地

イ　自主防災組織が定めた安全な空地

ウ　公共公園等

（２）安全な空地とは、おおむね隣接建物からその高さの1.5倍以上離れた爆発・倒壊等危険のない場所をいい、おおむね一人あたり10㎡を見込んで計画する。（資料５－３－１）

３　主要避難路

避難路のうちでも特に、市指定緊急避難場所と任意避難地を連絡する主要な幹線道路とする。

第２章　予想される災害

袋井市は有史以来たびたび地震､津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。近年では、昭和19年12月７日に熊野灘沖を震源域とする東南海地震が発生し、本市を含む中遠地域に甚大な被害を及ぼしている。

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード８クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで派生する地震として、東南海・南海地震（それぞれマグニチュード８クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード７クラスの地震がある。この他、伊豆半島や静岡県中部などを震源とする地震にも注意を払っておく必要がある。県及び市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠

地津波についても警戒が必要である。

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大のマグニチュード９を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及んだ。また、それに伴って発生した大津波では、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、液状化現象や地盤沈下、ダムの決壊など東北と関東の広大な範囲で被害が発生するとともに、地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。これらの大規模地震災害「東日本大震災」を踏まえると東海地震や東南海・南海地震、日向灘地震の連動型巨大地震による広範囲に及ぶ大規模な揺れや大津波、液状化現象、原子力事故による被害などの災害に注意する必要がある。

１２－１　静岡県第４次地震被害想定

地震によって、どのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波を対象としている。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区　　分	レベル１の地震・津波	レベル２の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 ５地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 （内閣府(2012)）（注）
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））（注）

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

１２－２　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

１　危険度試算作成の主旨

想定される南海トラフ巨大地震によって、市内全域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

また、注意情報や警戒宣言が発せられ、行政及び市民が事前に的確な防災措置をとれば、死傷者を大幅に減少させることができるものと期待される。

２　概説

この試算は、静岡県が平成25年６月に発表した静岡県第４次地震被害想定を基本に算定したもので、東側を駿

河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知なく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

３　対策の目標値として設定した危険度の概要

（１）想定条件

	レベル１の地震	レベル２の地震
断層モデル	内閣府（２０１２）南海トラフ巨大地震 ・基本ケース	内閣府（２０１２）南海トラフ巨大地震 ・基本ケース ・陸側ケース ・東側ケース
自然条件	①冬・深夜　②夏・昼　③冬・夕	
対象人口	８４，８４６人（平成２２年１０月１日国勢調査による常住人口）	
対象建物	３４，３２５棟（平成２４年１月１日現在）	
予知ケース	①予知なし…地震が予知されず、突然発生するケース ②予知あり…地震の発生が予知され、事前の避難行動等をとれる可能性があるケース	
想定の単位	①建物被害…250mメッシュ単位 ②人的被害（津波）…10mメッシュ ③人的被害（その他）…市町単位 ④ライフライン被害等：市町単位	

（２）想定結果

第４次地震被害想定では、「東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等（レベル１）」及び「南海トラフ巨大地震（レベル２）基本ケース、陸側ケース、東側ケース」のそれぞれケースの想定結果が示されているが、本市で最も被害が大きいとされる「南海トラフ巨大地震（レベル２）東側ケース」における想定結果を記載する。

ア　震度区分別面積

推 定 震 度	7	6強	6弱	合　計
面　積(km²)	92.8	14.9	0.0	107.8
面積率(%)	86.1	13.8	0.0	99.9

注１　端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

イ　建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項　　目	被　害　区　分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全　　壊	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000
	半　　壊	約3,700	約3,700	約3,600	約3,700
液状化	全　　壊	約40	約40	約40	約40
	半　　壊	約100	約100	約100	約100
人工造成地	全　　壊	約1,900	約1,900	約1,900	約1,900
	半　　壊	約5,700	約5,700	約5,700	約5,700
津　　波	全　　壊	0	0	0	0
	半　　壊	約30	約30	約30	約30
山・がけ崩れ	全　　壊	約30	約30	約30	約30
	半　　壊	約60	約60	約60	約60
火　　災	焼　　失	約300	約400	約800	約300
建物棟数（平成24年1月1日現在）		34,325			
建物被害総数	全壊及び焼失	約14,270	約14,370	約14,770	約14,270
	半　　壊	約9,590	約9,590	約9,490	約9,590
建物被害率	全壊及び焼失	約41.6%	約41.9%	約43.0%	約41.6%
	半　　壊	約27.9%	約27.9%	約27.6%	約27.9%

ブロック塀等転倒数	約1,700件
屋外落下物が発生する建物数	約5,900棟

注１　全壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊をいう。
　２　半壊とは、市外の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊をいう。

ウ　人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項　　目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物稼働・転倒、屋内落下物）		死 者 数	約600（約50）	約300（約40）	約500（約40）	約200（約10）	約90（約10）	約200（約10）
		重傷者数	約1,400（約100）	約2,700（約100）	約1,600（約100）	約400（約30）	約800（約30）	約500（約20）
		軽 傷 者	約2,200（約600）	約3,000（約400）	約2,100（約400）	約600（約100）	約900（約100）	約600（約90）
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死　　者	約10	－	－	－	－	－
		重 傷 者	－	－	－	－	－	－
		軽 傷 者	－	－	－	－	－	－
	早期避難率低	死　　者	約10	－	約10	－	－	－
		重 傷 者	－	－	－	－	－	－
		軽 傷 者	－	－	－	－	－	－
山・がけ崩れ		死　　者	－	－	－	－	－	－
		重 傷 者	－	－	－	－	－	－
		軽 傷 者	－	－	－	－	－	－
火　　災		死　　者	約30	約20	約70	－	－	－
		重 傷 者	約10	約10	約20	－	－	－
		軽 傷 者	約20	約20	約50	約10	約10	約10
ブロック塀の転倒・屋外落下物		死　　者	－	－	－	－	－	－
		重 傷 者	－	－	約10	－	－	－
		軽 傷 者	－	約10	約20	－	－	－
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死 者 数	約600	約300	約500	約200	約90	約100
		重 傷 者	約1,500	約2,700	約1,600	約400	約800	約500
		軽 傷 者	約2,300	約3,000	約2,200	約700	約900	約600
	早期避難率低	死 者 数	約600	約300	約500	約200	約90	約200
		重 傷 者	約1,500	約2,700	約1,600	約400	約800	約500
		軽傷者数	約2,300	約3,000	約2,200	約700	約900	約600
自力脱出困難者数・要救助者数		地 震 動	約3,500	約3,600	約3,400	約1,000	約1,000	約1,000
		津　　波	－	－	－	－	－	－

「－」：被害わずか

注１　端数処理のため御受け一が各数値の和に一致しない場合がある。

２　倒壊は、建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上に相当し、全壊に含まれる。

３　重傷者とは、１ヶ月以上の治療を要する負傷者をいう。

４　軽傷者とは、１ヶ月未満の治療を要する負傷者をいう。

第３章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

袋井市、静岡県及び防災関係機関等が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

袋井市、県及び袋井市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１３－１　袋井市

１　地震対策計画の作成
２　地震防災に関する組織の整備
３　自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
４　防災思想の普及
５　防災訓練の実施
６　地震防災のための施設等の緊急整備
７　地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
８　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
９　避難の指示に関する事項
10　消防、水防、その他の応急措置
11　応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
12　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
13　緊急輸送の確保
14　食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
15　その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置
16　袋井市地域防災計画の定める災害応急対策

１３－２　袋井市消防（水防）団

１　災害予防、警戒及び災害応急活動
２　災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
３　予警報の伝達
４　その他災害現場の応急作業

１３－３　静岡県

１　ふじのくに危機管理計画（地域防災対策編（地震対策の巻））に掲げる所掌事務
２　市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整

１３－４　静岡県警察

１　静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））
（１）地震予知情報等の受理及び伝達
（２）地震予知情報等の広報
（３）危険区域への立入規制及び警備
（４）犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
（５）避難状況等に関する情報の収集

１３－５　防災関係機関

１　指定地方行政機関

（１）総務省東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ　災害時における電気通信施設及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査

エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

カ　非常通信協議会の運営に関すること

（２）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

ア　被災者への生活支援情報の提供

イ　専用電話を備えた相談窓口の開設

ウ　特別行政相談所の開設

（３）財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整

イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

（４）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

ア　農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告

イ　応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整

ウ　静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告

エ　その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

（５）海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

ア　船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導

イ　海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達

ウ　海難等の海上における災害に係る救助救出活動

エ　海上における治安の維持、海上交通の安全確保

オ　危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

（６）気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと

イ　気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

ウ　地震観測施設の整備並びに観測機器の保守

エ　地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

オ　異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

（７）経済産業省関東経済産業局

ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

ウ　被災中小企業の振興に関すること
エ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
（８）経済産業省中部経済産業局
ア　電気の安定供給に関すること
イ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
（９）経済産業省関東東北産業保安監督部
ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
イ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
(10) 経済産業省中部近畿産業保安監督部
ア　電気の安全確保に関すること
イ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
(11) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
ア　事業場に対する地震防災対策の周知指導
イ　事業場の被災状況の把握
(12) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）
ア　災害予防
（ア）所管施設の耐震性の確保
（イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進等
（ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
（エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
（オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
イ　初動対応
地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会「道路啓開オペレーション計画（静岡県西部版）」に基づいて道路啓開を実施する。
ウ　応急・復旧
（ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施
（イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
（ウ）所管施設の緊急点検の実施
（エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置
（オ）県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
エ　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
ク　陸上における物資及び旅客運輸を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

(14) 国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(15) 環境省関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 防衛省南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

２　指定公共機関

（１）日本郵便株式会社（袋井郵便局、浅羽郵便局、市内各郵便局）

ア　郵便事業の運営に関すること

イ　施設等の被災防止に関すること

ウ　利用者の避難誘導に関すること

エ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。

（２）東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達

イ　列車の運転規制措置

ウ　旅客の避難、救護

エ　南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

オ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

カ　施設等の整備

（３）ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報

ウ　復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

（４）日本赤十字社（静岡県支部）

ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

イ　被災者に対する救援物資の配布

ウ　血液製剤の確保及び供給のための措置

エ　義援金の募集

オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

カ　その他必要な事項

（５）日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア　地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上

イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関

する情報の正確迅速な提供に努めること
ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
（６）中日本高速道路株式会社（東京支社）
ア　交通対策に関すること
イ　地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
（７）岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
ＬＰガスタンクローリー等によるＬＰガス輸入基地、２次基地から充填所へのＬＰガスの配送
（８）日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
（９）中部電力株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター）
ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
イ　復旧用資材等の整備
ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施
(10) ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
(11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
ア　市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
イ　被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

３　指定地方公共機関

（１）一般社団法人静岡県医師会（磐周医師会・袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐周歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）
ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施
イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
（２）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）
ア　需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
イ　南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
ウ　施設設備の耐震予防対策の実施
エ　南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
（３）一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部袋井地区）
ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報
イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
エ　燃料の確保に関する協力
オ　協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
（４）民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
ア　地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市町村、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること

ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

（５）一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）、商業組合静岡県タクシー協会（袋井交通株式会社、袋井タクシー株式会社、森町タクシー合資会社山梨営業所）

ア　防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保

イ　警戒宣言、地震予知情報等の伝達

ウ　車両の運転規制措置

エ　車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報

（６）一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援

（７）土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区、豊笠土地改良区、磐田原土地改良区）

ア　災害予防

所管施設の耐震性の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時

関係機関等に対する用水状況の情報提供

ウ　応急・復旧

（ア）関係機関との連携による応急対策の実施

（イ）所管施設の緊急点検

（ウ）農業用水及び非常用水の確保

（８）公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

（９）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(10) 富士山静岡空港株式会社

ア　緊急事態を想定した訓練の実施

イ　緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置

ウ　空港利用者の安否情報、被災情報の集約等

エ　大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

４　自衛隊

（１）陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動

イ　災害時における応急復旧活動

（２）海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア　災害時における人命保護のための救助

イ　災害時における応急復旧活動

（３）航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか

ア　災害時における人命保護のための救助

イ　災害時における応急復旧活動

５　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

（１）地震防災訓練

（２）従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知

（３）従業員等に対する防災教育及び広報

（４）災害応急対策に必要な資機材等の確保措置

（５）防災組織の整備

（６）南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
（７）南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
（８）南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
（９）地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
(10) 上記の他、津波により被害が生じるおそれのある地域の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
ア　従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
イ　津波警報等の収集及び伝達
ウ　地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

（１）袋井商工会議所、浅羽町商工会
ア　市が行う商工業関係の被害調査についての協力
イ　災害時における物価安定についての協力
ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
（２）遠州中央農業協同組合（袋井支店、浅羽支店及び市内各支店）
ア　農産物の被害調査についての協力
イ　災害時における農産物の確保
ウ　農産物等の災害応急対策についての指導
（３）袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等建設関係団体
災害時における応急復旧対策についての協力
（４）自主防災組織
ア　市の実施する被害調査、応急対策についての協力
イ　住民に対する情報の連絡、収受
ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力
エ　罹災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
（５）防災上重要な施設の管理者
ア　所管に係る施設についての防火管理
イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施
ウ　当該施設に係る災害復旧

第２編　平時対策

この編では、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。

第１章　防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

計画の内容

２１－１　袋井市

市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対する教育を行う。

また、市民自らが生命、身体、財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減するため、学校教育、社会教育等あらゆる機会を通じて市民が実施すべき対策について啓発活動を行う。

１　市職員に対する教育

市職員として、行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

（１）地震に関する基礎知識
（２）東海地震等の発生に関する知識
（３）東海地震等の危険度の試算の内容
（４）「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
（５）「袋井市地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震対策
（６）地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
（７）職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
（８）東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
（９）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
(10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
(11) 地震対策の課題とその他必要な事項

上記のうち、（６）から（９）までについては、年度当初に危機管理課及び総務課の案をもとに、各所属において、所属職員に対して十分に周知するものとする。

また、各所属は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、各所属の地震防災計画については、危機管理課と協議のうえ、必要に応じ見直しを実施し、その都度所属職員に対して周知徹底を図るものとする。

２　学校教育（保育所を含む。）を通じての啓発

市教育委員会は、教師、園児、児童、生徒等に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立園においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。

（１）教師の研修
　ア　南海トラフ地震に関連する情報及び地震発生時の動員体制と任務分担
　イ　市地震災害警戒（災害対策）本部及び支部、保護者、ＰＴＡ、自主防災組織等との連携
　ウ　地域防災無線等の運用
　エ　以上のほか学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の地震防災応急計画の徹底
（２）児童、生徒に対する指導
　自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、

防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア　災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ　社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

（３）園児等に対する指導

幼稚園、保育所、認定こども園等の園児等に対し、訓練等を通じて指導を行う。

（４）学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。

（５）中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

３　市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、３月11日を中心とした時期の「津波対策推進旬間」、11月の「地震防災強化月間」については、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

（１）一般的な啓発

ア　啓発内容

（ア）東海地震等の基礎的な知識

（イ）東海地震等の危険度の試算の内容

（ウ）「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

（エ）突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策

（オ）東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識

（カ）緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

（キ）地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性

（ク）防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策

（ケ）津波、山・がけ崩れ等に関する知識

（コ）市指定緊急避難場所、避難所、その他避難対策に関する知識

（サ）住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備

（シ）消火、救出・救助、応急手当等に関する知識

（ス）避難生活に関する知識

（セ）災害時要援護者への配慮

（ソ）安否情報の確認のためのシステム

イ　手段、方法

「広報ふくろい」、ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター、動画等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

（２）社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア　啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ　手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

（３）各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム、ビデオテープ等の貸出し等を通じて地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

（４）防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画の作成・提出の指導等を通じ、注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

（５）相談窓口等

市はそれぞれの部署において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

ア　総括的な事項・・・・・・・・・危機管理課、袋井消防本部（署）

イ　建物等に関する事項・・・・・危機管理課、建築住宅課

４　ボランティア活動に関する計画

（１）ボランティア活動の支援

市は、市災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティアコーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施等を計画する。

（２）ボランティア活動経費等の準備

市は、市災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティアコーディネーターが活動できる環境を創る。

２１－２　防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、バス会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務若しくは業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第２章　自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震等の大災害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、市、県、国をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等各種団体と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、市は的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

計画の内容

２２－１　市民の果たすべき役割

東海地震、津波等の被害を軽減するうえで、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施

し、災害は発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

１　平時から実施する事項

（１）地震防災に関する知識の吸収

（２）地域の危険度の理解

（３）家庭における防災の話し合い

（４）警戒宣言発令時及び災害時の避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

（５）石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施

（６）家屋の補強等

（７）家具その他落下、倒壊危険物の対策

（８）飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低７日分、うち３日分は非常持出し）

（９）緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

２　注意情報発表時に実施が必要となる事項

（１）正確な情報の把握

（２）適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。）

３　警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

（１）正確な情報の把握

（２）火災予防措置

（３）非常持出品の準備

（４）適切な避難及び避難生活

（５）自動車の運転の自粛

４　地震災害発生後に実施が必要となる事項

（１）出火防止及び初期消火

（２）地域における相互扶助による被災者の救出活動

（３）負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

（４）自力による生活手段の確保

２２－２　地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織のもとで住民が協力して実施することが効果的である。自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

１　平時の活動

（１）防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平時における防災対策、注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

（２）「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として（３）以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

（３）「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

（４）「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

（５）「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者名簿（災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画））の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

ア　世帯台帳（基礎となる個票）

イ　避難行動要支援者名簿（災害時避難行動要支援者計画（個別避難計画））

ウ　人材台帳

エ　自主防災組織台帳

（６）「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

（７）「避難生活計画書」の作成

警戒宣言発令時の住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。

（８）防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。

また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

ア　情報の収集及び伝達の訓練

イ　出火防止及び初期消火の訓練

ウ　避難訓練

エ　救出、救護及び搬送の訓練

オ　炊き出し訓練

（９）地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

２　警戒宣言発令時の活動

警戒宣言発令時から地震発生までの間は、自主防災組織の組織員全員が協力して、地域における地震防災応急対策を実施する。

３　地震発生後の活動

地震発生後においては、救出救助活動や消火活動等の災害応急対策を実施する。

２２－３　事業所等の果たすべき役割

１　事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

（１）防災訓練

（２）従業員等の防災教育

（３）情報の収集、伝達体制の確立

（４）火災その他災害予防対策
（５）避難対策の確立
（６）救出及び応急救護等
（７）飲料水、食料、携帯トイレ、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
（８）施設及び設備の耐震性の確保
（９）予想被害からの復旧計画策定
(10) 各計画の点検・見直し

２　事業所の防災力向上の促進

県及び市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

２２－４　市の指導及び助成

１　自主防災組織づくりの推進

市は、静岡県西部危機管理局と連携して、その地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

２　防災委員制度

市は、自主防災組織の長が選任した防災委員を通じ、自主防災意識及び市民の防災対策の啓発活動の強化を図る。

３　地域防災指導員制度

市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。

地域防災指導員は、消防署、警察署、自衛隊、消防団、その他防災関係行政機関のＯＢや災害ボランティア活動者、自主防災組織会長経験者、防災委員経験者、その他地域防災活動に関する知識と経験を有する者から選任する。

地域防災指導員の任期は原則２年以上とする。

市は、県と連携して、災害図上訓練（ＤＩＧ）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
（２）個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導
（３）市又は県の施策の広報や推進、普及協力
（４）市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達
（５）自主連合防災隊長の補佐、支援

４　自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

研　修　名	実施機関	対　　象　　者	目　　的
自主防災組織中核的リーダー研修	市・県	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(隊長･副隊長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	市	防　災　委　員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

５　組織活動の促進

市は、消防本部（署）及び消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

６　コミュニティ防災センターの活用

市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

（１）平時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。

（２）警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受入れる施設とする。

（３）地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

７　自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備等を促進するため、「袋井市自主防災対策事業補助金交付要綱」に基づき、必要な助成を行う。

２２－５　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団ＯＢが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

第３章　地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

２３－１　袋井市

１　防災訓練の内容

市は、国、県、防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報発表される場合及び突発地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応の習熟度を高めるものとする。なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

（１）総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。

ア　職員の動員（袋井市地震災害警戒本部設置準備のための要員招集含む。）

イ　南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

エ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定

オ　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

カ　救援物資の準備及び救援物資の輸送

キ　消防、水防活動

ク　救援活動
ケ　救出・救助
コ　医療救護
サ　避難生活
シ　道路啓開
ス　応急復旧

（２）地域防災訓練

ア　12月第１日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ　この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者に配慮した訓練を実施する。

（３）個別防災訓練

総合防災訓練及び地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

ア　情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることを考慮し、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力して実施する。

なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

また、訓練にあたっては、有線電話又は無線電話がふくそう又は途絶したとき、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

イ　職員の動員訓練

適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ　防災業務の訓練

各部、各課等はそれぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

（４）県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア　市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。

イ　市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

（５）防災訓練の実施回数

ア　総合防災訓練　　年１回以上
イ　地域防災訓練　　年１回
ウ　個別防災訓練　　年１回以上

（６）防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

２３－２　防災関係機関

各防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を実施するほか、市及びその他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

１　東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社

（１）南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達
（２）列車の運転規制方及び運転再開方
（３）旅客の避難誘導

２　海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

救助活動及び船舶の安全措置の指示等

３　ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

（１）南海トラフ地震臨時情報等の伝達
（２）南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策
（３）地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

４　日本赤十字社（静岡県支部）

（１）医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施

（２）血液製剤の確保及び供給

（３）赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導

５　日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

（１）組織動員

（２）情報連絡

（３）放送送出

（４）視聴者対応等

６　中日本高速道路株式会社（東京支社）

（１）南海トラフ地震臨時情報等の伝達

（２）地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配

（３）交通対策

（４）緊急点検

７　中部電力株式会社（静岡支店）、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター）

（１）情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

（２）地震防災応援対策

（３）災害復旧

８　都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

（１）ガス供給停止等非常態勢の確立

（２）防災に関する整備、資材等の確保、点検

（３）安全について需要家等に対する広報

９　秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社（磐田営業所）

（１）乗客の避難

（２）情報伝達

10　民間放送機関（ＮＨＫ静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

（１）組織動員

（２）情報連絡

（３）視聴者対応等

11　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

（１）情報の収集及び伝達

（２）避難誘導

（３）火災予防措置及び施設、設備等の点検

（４）その他施設、事業の特性に応じた事項

第４章　地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

市は、地震・津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

また、国の地震防災戦略及び県の「静岡県地震・津波対策アクションプログラム２０１３」を踏まえ、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム２０１３」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的・効果

的な地震対策を進めるとともに、津波に強いまちづくりを推進するため、最大クラスの津波や比較的頻度の高い津波を想定し、県が実施する地震被害想定に基づき、袋井市津波避難計画等により、住民避難を軸とした総合的な対策をはじめ、津波避難施設や海岸保全施設等の整備に取り組んだ。

令和５年度から令和14年度までの10年間の行動計画となる「袋井市地震・津波対策アクションプログラム２０２３」を策定し、これまでの10年間の成果・課題等を踏まえ、静岡県第４次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、国、県等と連携し、防災・減災対策を推進する。

加えて、業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

計画の内容

２４－１　消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる、以下の施設の整備に努めるものとする。

（１）消防団による避難誘導のための拠点施設
（２）緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
（３）消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
（４）消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
（５）地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
（６）消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
（７）その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

２４－２　火災の予防対策

東海地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるところから、警戒宣言発令時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取り扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため市（消防本部（署））、防災関係機関、事業所及び市民が一体となって、火災予防の徹底を図るものとする。

１　市（消防本部（署））

市（消防本部（署））は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、県の作成する各種地震対策指針等により次の取組を進める。

津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

（１）危険物施設、少量危険物取扱所

県が示した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

また、袋井保安管理協会を通じて自主活動による普及徹底を図る。

（２）高圧ガス（ＬＰガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

（３）ＬＰガス消費設備

ＬＰガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

（４）都市ガスの安全対策

雑居ビル及び建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

（５）研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

ア　可燃物と酸化剤の接触による発火

イ　黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ　金属粉、カーバイトその他浸水による発火

（６）不特定多数の者が出入りする施設

スーパーマーケット、旅館、雑居ビル及び建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化し、防火管理者等の研修会の開催及び立入検査時において個別指導を実施する。

（７）病院等、災害時要援護者を受入する施設

病院等、災害時要援護者を受入する施設における出火防止対策については、講習会及び立入検査により指導する。

（８）石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

（９）家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(10) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

(11) 防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

２　工場、事業所等における対策

工場、事業所等において地震防災応急計画を作成するものにあっては、その計画に基づき火災予防対策を講ずるものとする。

その他の工場、事業所等にあっても、施設点検等を実施して対策を講ずるものとする。

３　一般家庭等における対策

（１）燃焼器具の対策

ア　石油ストーブ：対震自動遮断装置付きのものを使用する。

イ　ＬＰガス：ＬＰガス容器は鎖等による転倒防止策を施すとともに、不使用時は容器バルブを閉止する。

ウ　都市ガス：不使用時は元栓を閉止する。

エ　液体燃料器具：不使用時は石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンク転倒防止のため固定の措置を講ずる。

（２）出火危険のある物品対策

出火危険のある次の物品は、その保管場所を考慮するとともに、転落、転倒防止措置を講ずる。

缶入り灯油、石油ベンジン、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール瓶（消毒用、燃料用）、ガソリン、農薬類等

２４－３　建築物等の耐震対策

１　建築主等による耐震性の向上

（１）軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

（２）所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。

２　市が行う耐震対策

（１）市民向けの「建築相談窓口」を設置する。

（２）自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の啓発を実施する。

（３）避難所等となる公共建物の耐震診断及び耐震補強を促進する。

（４）緊急輸送路沿い等の建築物の看板及び外装材の落下防止指導並びにブロック塀の調査及び改善を促進する。

（５）建築主及び建築設計者等への啓発

ア　新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底を指導する。

イ　既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強を促進する。

ウ　建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強を促進する。

（６）耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

「袋井市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年５月以前に建築した木造住宅等の建築物及びブロック塀等の耐震化をプロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業により推進するとともに、昭和56年６月～平成12年５月に建築した木造住宅等で耐震性に劣るものについても耐震化を推進する。

３　公共建築物の耐震性能の公表

市は、所有する公共建築物について耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その結果を公表する。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

４　コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進する。

５　家具等の転倒防止措置

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても安全対策の実施を指導する。

６　ブロック塀等の倒壊防止

（１）市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条の基づく定期点検等の結果により必要に応じて改善を行う。

（２）袋井市及び県は民間のブロック塀等について、所有者や自治会、自主防災組織、ブロック塀施工業者等の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等の把握や点検、撤去等を実施し、安全確保に向けた取組を進める。

（３）市は民間のブロック塀等の完全確保のため、撤去・改修に対する補助制度や点検の実施について、ＰＲを行う。

７　ガラスの飛散防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策を促進する。

８　耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

９　供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

災害拠点病院等の人命に関わる重要施設及び市指定避難所への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

２４－４　被災建築物等に対する安全対策

市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

２４－５　地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

１　山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

２　軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

３　液状化対策の推進

液状化被害の軽減を図るため、液状化危険度マップの活用や埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図ることにより液状化の危険性が高い地域を事前に把握し、公共施設の液状化対策を行うとともに、地震発生後の迅速な被害状況の把握及び復旧活動が行えるよう備える。

また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、「袋井市建築物における液状化対策の手引き」により、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努め、市民が「液状化被害軽減対策相談員制度」を活用し、必要な対策を講じることができるよう制度の普及を図る。

４　大規模盛土造成地対策の推進

地震時、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、県と連携し宅地の安全性の把握に努める。

２４－６　落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に緊急輸送路等を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、市、県は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去及び改善等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

２４－７　危険予想地域における災害の予防

１　避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

（１）要避難地区の指定

市長は、第４次地震被害想定の結果等から判断して、山・がけ崩れの発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

（２）避難対象地区の指定

市長は、避難指示の対象とする地域として、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。なお、避難対象地区は、（資料１－１－１）のとおりである。

（３）避難地の指定

市長は、要避難地区の住民の避難のため、避難地等の指定を行う。

なお、警戒宣言発令時の避難地は、（資料５－３－２）のとおりである。

（４）任意避難地区

本市においては、第４次地震被害想定の結果等から判断して、延焼火災危険予想地域を定めず任意避難地区とする。任意避難地区の住民等は、避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断して避難することを原則とする。

（５）津波避難対象地域

本市では、平成25年度に静岡県が発表した「第４次地震被害想定」や本市の津波シミュレーション結果に基づき、津波被害発生の危険性が高い区域を「津波避難対象地域」に指定する。

なお、津波避難対象地域は、（資料２－６－１）のとおりである。

（６）避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

２　平時に実施する災害予防措置

（１）市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地等、平時から避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（２）要避難地区の山・がけ崩れ危険予想地域等については、次の予防措置を講ずる。

ア　市は県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ　市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ　市長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとる行動について周知徹底に努める。

２４－８　被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

１　市が実施すべき事項

（１）自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

（２）自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

（３）救出技術の教育、救出活動の指導

（４）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

２　自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

（１）救出技術、救出活動の習得

（２）救出活動用資機材の点検及び救出訓練の実施
（３）地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と連携訓練の実施

２４－９　要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第２章第17節「要配慮者支援計画」に準ずる。

２４－１０　生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

１　食料及び生活必需品の確保

（１）市が実施すべき事項
ア　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
イ　市内における緊急物資流通在庫調査の実施
ウ　流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
エ　市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
オ　緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
カ　住民が実施する緊急物資確保対策の指導
キ　給食計画の策定

（２）市の緊急物資調達のための事前準備
ア　危険度の試算及び各種調査を基礎に調達が必要な緊急物資の種類・必要量を調査する。
イ　大量調達が可能な製造、卸売業者等のうちから調達予定先を選定する。
ウ　市長は、調達予定先と緊急物資調達に関する協定を締結する。
エ　被害の状況に応じ、緊急物資の集積・配布を円滑に行うため、市内の物資集積場所を定める。
（資料５－６－１）

（３）市民及び自主防災組織が実施すべき事項
ア　７日間程度の最低生活を確保できる食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の準備
イ　避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出し品の準備
ウ　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
エ　緊急物資の共同備蓄の推進

２　飲料水の確保

（１）市が実施すべき事項
ア　復旧資材の備蓄を行う。
イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
ウ　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
エ　工事業者等との協力体制を確立する。（資料５－９－３）

（２）市民及び自主防災組織が実施すべき事項
ア　家庭における貯水
（ア）貯水すべき水量は、１人１日３ﾘｯﾄﾙを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。
（イ）貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
（ウ）貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保
（ア）応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
（イ）災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施し、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
（ウ）ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等の整備に努める。

３　燃料の確保

（１）市が実施すべき事項

ア　市が保有する災害応急対策に係わる重要な施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする非常用燃料の備蓄を行う。

イ　燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している静岡県石油業共同組合等の受注機会の増大に努めると共に、燃料供給業者等との協力体制を確立する。（資料６－１－11、12）

４　医療救護

（１）市が実施すべき事項

ア　地域住民の生命、健康を守るため、袋井市医療救護計画に基づき、大規模災害発生時に医師会等医療関係団体の協力及び地域住民の協働の下、医療救護活動を実施する。（資料５－４－１）

イ　住民の献血者登録の推進を図る。

ウ　応急手当の普及を図る。

（２）自主防災組織が中心となって実施すべき事項

ア　応急救護活動を行う救護搬送班を編成する。

イ　医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。

ウ　担架、救急医療セット等の応急救護資機材の整備を行う。

（３）市民が実施すべき事項

ア　軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。（非常持ち出し品に含める。）

イ　医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

ウ　献血者登録に協力する。

５　防疫及び保健衛生活動

（１）市が実施すべき事項

ア　防疫実施計画を作成する。

イ　防疫用薬剤の備蓄及び調達計画を作成する。

ウ　市民が行う防疫の指導をする。

エ　避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

６　清掃活動

（１）市が実施すべき事項

ア　し尿処理及びごみ処理

（ア）被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。

（イ）し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。

（ウ）市民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示して協力を求める。

イ　汚水処理

（ア）下水道施設、農業集落排水施設の点検を実施する。

（イ）復旧用資機材を確保する。

（ウ）工事業者等との協力体制を確立する。（資料６－１－３、７）

（２）市民及び自主防災組織が実施すべき事項

し尿及びごみ等の自家処理に必要な資機材を整備する。

７　避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

（１）通信機材

（２）放送設備

（３）照明設備（非常用発電機を含む。）
（４）炊き出しに必要な機材及び燃料
（５）給水用機材
（６）医療資機材
（７）物資の集積所
（８）仮設の小屋又はテント
（９）仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ
(10) 防疫用資機材
(11) 清掃用資機材
(12) 工具類

８　救援・救護のための標示

（１）市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示することができる。（資料４－２－３）
（２）市は、孤立するおそれがある地域について無線設備等の整備を実施・促進する。

９　応急仮設住宅

（１）県及び市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、建設型応急住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。（資料５－３－８）
（２）県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

２４－１１　災害廃棄物の処理体制の整備

１　災害廃棄物処理計画を定め、広域処理体制確立への協力に努めるものとする。
２　災害廃棄物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。（資料６－１－19）

２４－１２　情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

２４－１３　緊急輸送活動体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

２４－１４　公共土木施設等の応急復旧

県及び市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

２４－１５　緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

２４－１６　緊急消防援助隊の受援体制

県及び市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

２４－１７　文化財等に対する防災対策

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。（資料６－１－15）

１　文化財等の耐震措置の実施
２　安全な公開方法、避難方法の設定
３　南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
４　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
５　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
６　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

２４－１８　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

第３編　地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号。以下「地震財特法」という。）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針及び計画を示す。

第１章　地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

（１）多数の人的被害が発生するおそれがある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。

（２）地震発生後の被災者の最低生活を確保すること。

（３）地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

３１－１　防災業務施設の整備

１　消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。現況は、（資料５－１－２～４）のとおりである。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

２　通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設等を整備するとともに、国が進める地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。なお、通信施設の現況は、（資料３－２－１）のとおりである。

３１－２　地域の防災構造化

１　市指定緊急避難場所の整備

避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するとともに、避難人口の規模に応じた市指定緊急避難場所の整備を図る。なお、市指定緊急避難場所の現況は、（資料５－３－２）のとおりである。

２　主要避難路の整備

主要避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

３　消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

４　老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

３１－３　緊急輸送路の整備

１　道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

地震の発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。

市の防災上重要な拠点と知事が指定した緊急輸送路を結ぶ道路を指定・整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。なお、緊急輸送路の現況は、（資料５－５－１）のとおりである。

２　ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するため、ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

３１－４　防災上重要な建物の整備

庁舎、消防施設、学校、病院などの災害応急対策及び避難拠点となる公共施設並びに不特定多数の者が利用する公共施設及び社会福祉施設等防災上重要な施設の耐震化とガラス飛散防止や照明器具の落下防止策など推進を図る。

３１－５　災害防止事業

１　山・がけ崩れ等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域等（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）についてハザードマップ等を配布し、危険の周知を行う。

また、下流域に家屋、公共施設等がある、ため池の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するため、耐震豪雨対策を計画的に行う。なお、土砂災害警戒区域等及びため池の現況は、(資料１－１－１、７、８)のとおりである。

２　津波による災害の防止

津波により被害が生じるおそれのある地域における住民の生命、身体、財産を保護し、避難の円滑化を図るために、避難場所・避難路・河川・海岸施設の整備を図る。

３１－６　災害応急対策用施設等の整備

１　飲料水等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。なお、非常用給水施設の現況は（資料５－３－４～６）、水道施設の現況は、（資料５－９－１）のとおりである。

２　防災倉庫及び防災資機材等の整備

災害時における防災活動を円滑に実施するため、防災倉庫を整備するとともに、防災資機材及び非常用食料等の整備を図る。なお、自主防災組織へ可搬式ポンプ及びろ水機の現況は、(資料５－３－７)のとおりである。

３　医療救護資機材等の整備

災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護資機材等の整備を図る。

４　緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第２章　地震対策緊急整備事業計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和 55 年度から令和６年度までの 45 年間である。

第３章　地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「袋井市地震・津波対策アクションプログラム２０２３」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。

平成８年度から平成12年度までの第１次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第２次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第３次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第４次五箇年計画、平成28年度から令和２年度までの第５次五箇年計画に続き、令和３年度から令和７年度までの第６次五箇年計画を策定し、実施している。

第４編　南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、市の対応を次のとおり定める。

また、市は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第１章　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

４１－１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第２節　組織計画、第４節　通信情報計画」及び「地震対策編　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策　第１章　防災関係機関の活動」に準ずる。

区　　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	災害対策本部情報収集態勢 所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とした態勢をとる。

第２章　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

４２－１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「一般対策編　第２章　災害予防計画　第１節　通信施設等整備計画　第３章　災害応急対策計画　第２節　組織計画、第４節　通信情報計画」及び「地震対策編　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策　第１章　防災関係機関の活動」に準ずる。

区　　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害対策本部事前配備態勢 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する態勢をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 なお、状況に応じて災害対策本部準備態勢第一次、第二次、第三次配備態勢を執る。 本態勢は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる態勢とする。

４２－２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

また市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第２節　組織計画、第４節　通信情報計画、第５節　災害広報計画」及び「地震対策編　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策　第２章　情報活動、第３章　広報活動」に準ずる。

４２－３　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50ｋｍ程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４２－４　袋井市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第３章　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

４３－１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の市の防災対応の概要について次のとおり定める。

また、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える態勢をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「一般対策編　第２章　災害予防計画　第１節　通信施設等整備計画　第３章　災害応急対策計画　第２節　組織計画　第４節　通信情報計画　第５節　災害広報計画」及び「地震対策編　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策　第２章　情報活動　第３章　広報活動」に準ずる。

区　　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害対策本部・第一次配備態勢 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える態勢をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア　情報の伝達 イ　必要な事業を継続するための措置 ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ　施設及び設備等の点検 オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ　防災対応実施要員の確保等 キ　職員等の安全確保 なお、状況に応じて災害対策本部第二次、第三次配備態勢をとる。 本態勢は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる態勢とする。

４３－２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第２節　組織計画　第４節　通信情報計画　第５節　災害広報計画」及び「地震対策編　別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策　第２章　情報活動　第３章　広報活動」に準ずる。

４３－３　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４３－４　避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

１　地域住民等の事前避難行動等

（１）基本方針

市内の全住民等に対し、後発地震に備え高齢者等避難を呼びかけ、注意喚起等を１週間行うものとする。

（２）事前避難対象地域の設定

後発地震発生後の住民等の避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域は設定しないものとする。ただし、地震動による家屋の倒壊や土砂災害等から高齢者等の避難に配慮するため、市内全域を高齢者等事前避難対象地域とする。

（３）避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア　津波浸水想定区域の地区名等

イ　家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ　安全な避難場所・避難経路等の確認

エ　避難行動における注意事項

（４）避難情報の発令

後発地震が発生してから避難に特に配慮を必要とする要配慮者の事前避難のため、市長は市内全域に警戒レベル３「高齢者等避難」を発令する。

４３－５　消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達について重点的に、その対策を定めるものとする。

４３－６　警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

（１）正確な情報の収集及び伝達
（２）不法事案等の予防及び取締り
（３）地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

４３－７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

２　電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

３　ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

４　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

５　放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

４３－８　金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

４３－９　交通

１　道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

２　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

４３－１０　市が管理等を行う施設等に関する対策

１　防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

（１）河川及び海岸保全施設

水門・樋門について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。また、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずるとともに、管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。

（２）ため池及び用水路

ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

（３）道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（４）砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国、県や近隣市町等との連絡体制を整える。

また、巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。

（５）工事中の公共施設、建築物等

地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。

（６）本庁、その他災害応急対策上重要な庁舎

本庁、その他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

（７）水道水供給施設

溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

２　不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を次のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、次の内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

（１）各施設が共通して定める事項

ア　情報の伝達

イ　必要な事業を継続するための措置

ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

エ　施設及び設備等の点検

オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置

カ　防災対応実施要員の確保等

キ　職員等の安全確保

（２）施設の特性に応じた主要な個別事項

ア　病院

耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。

入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。

さらに、入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

イ　学校

児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

ウ　社会福祉施設

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

なお、津波浸水想定区域内の社会福祉施設において、何かしらの理由により事前に避難を希望する要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。

４３－１１　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第５編　災害応急対策

地震災害が発生した場合の袋井市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時における市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

計画の内容

５１－１　袋井市

１　袋井市災害対策本部

（１）設　置

ア　市長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、袋井市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。

イ　市警戒本部から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

ウ　災害対策本部は、次の優先順位により設置する。ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、設置場所を変更することができる。

第１順位　袋井市防災センター　３階

第２順位　市役所本庁舎

第３順位　浅羽支所

（２）組織及び所掌業務

ア　市災害対策本部の編成及び運営は、袋井市災害対策本部条例（平成17年袋井市条例第157号）及び袋井市災害対策本部運営要領（平成17年袋井市告示第232条）の定めるところによる。（資料２－２－３、４）

イ　市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

（ア）地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

（イ）災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

（ウ）消防、水防その他の応急措置

（エ）「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入れ

（オ）被災者の救助、救護その他の保護

（カ）医療救護

（キ）施設及び設備の応急の復旧

（ク）防疫その他の保健衛生

（ケ）避難指示又は警戒区域の設定

（コ）緊急輸送の実施

（サ）被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配給

（シ）静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）への要請、報告等、県災害対策本部との災害応急対策の連携

（ス）自主防災組織との連携及び指導

（セ）ボランティアの受入れ

ウ　消防・水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

（ア）袋井消防本部及び袋井消防署

a　被害状況等の情報の収集と伝達

b　消火活動、水防活動及び救助活動

c　地域住民等への避難指示の伝達

d　火災予防の広報

（イ）袋井市消防団

a　被害状況等の情報の収集と伝達

b　消火活動、水防活動及び救助活動

c　任意避難地の安全確保及び避難路の確保

d　地域住民等の市指定避難地、避難所への誘導

e　危険区域からの避難の確認

f　自主防災組織との連携、指導及び支援

２　職員動員（配備）

（１）職員は、市内において震度４以上（会計年度任用職員は震度６弱以上）を観測したことを知ったときは、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に集合する。

（２）市災害対策本部の初動体制の早期確保のため、特命防災要員を置く。

特命防災要員の業務は、突発地震の市災害対策本部の早期確保を図る。

分掌事務については、危機管理部統括班、情報班、総務班の業務とする。

特命防災要員は、元防災担当者と、市災害対策本部からおおむね１㎞以内在住者で、行政経験が豊富な者とする。

特命防災要員は、突発地震の市災害対策本部の機能ができるまでとし、危機管理部統括班と引継後、市災害対策本部編成表の部署に戻るものとする。

（３）職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。

（４）本部長（市長）は、本部会議を開催し、各部長に対して災害応急対策についての必要な指示を与える。

なお、本部長又は副本部長は必要に応じて、関係部長会議を開催し、関係各部長に対し、災害応急対策についての必要な指示を与えるものとする。

（５）職員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において、災害応急対策にあたる。

（６）所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

５１－２　静岡県

１　静岡県災害対策本部西部方面本部

県災害対策本部が所掌する次に掲げる事務のうち方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。

（１）地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

（２）災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

（３）水防その他の応急措置

（４）被災者の救助、救護その他の保護

（５）施設及び設備の応急の復旧

（６）防疫その他の保健衛生

（７）犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持

（８）緊急輸送の確保及び調整

（９）国その他防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請

(10)「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入れ及び調整

(11) その他の災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止

(12) ボランティアの受入れの調整

５１－３　静岡県警察

１　静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

（１）地震関連情報（交通情報）の収集・提供（県警ヘリによる偵察含む。）
（２）救出・救護
（３）遺体の検視及び見分
（４）避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
（５）警戒区域の防犯パトロール
（６）社会秩序維持のための取り締まり等
（７）交通路、緊急輸送路、主要避難路の確保

５１－４　防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は、次のとおりである。
一般対策編第１章総論第３節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

１　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）袋井商工会議所、浅羽町商工会
　　食料、日用品その他の物資の調達に関する協力
（２）遠州中央農業協同組合（袋井支店、浅羽支店及び市内各支店）
　　食料及び緊急物資の調達に関する協力
（３）袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合、袋井市水道事業協同組合等建設関係団体
　　人命救助、道路啓開、給水等の活動に協力及び必要な重機械の提供
（４）社団法人静岡県建築士会
　　被災建物の応急危険度を判定する判定士の派遣
（５）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）
　　公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第２章　情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

５２－１　基本方針

１　市と県の情報活動の緊密化

（１）情報の収集及び伝達は、袋井市災害対策本部と静岡県災害対策本部西部方面本部（以下この編において「県西部方面本部」という。）、県西部方面本部と県災害対策本部各相互のルートを基本として、袋井警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
（２）市災害対策本部は、情報活動の緊密化のため派遣される袋井警察署の警察官及び県西部方面本部職員の受入れを行う。

２　情報活動の迅速、的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を別に定める。（資料３－４－１）
なお、県災害対策本部及び県西部方面本部への情報の伝達は、県が定める「県情報広報実施要領」による。

３　県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部（統括班）において取りまとめ、県西部方面本部に対して行うものとする。

４　自主防災組織との情報の緊密化

県西部方面本部等より伝達された情報及び市災害対策本部からの情報並びに自主防災組織から市災害対策本部への情報を、迅速かつ的確に伝達するため、自主防災組織は、市災害対策本部の支部に情報連絡員を派遣するものとする。

５２－２　袋井市

１　情報の内容等

（１）地震情報等の受理、伝達、周知

ア　県災害対策本部及び県西部方面本部から通知される地震情報、気象情報、警報等（以下この編において「地震情報等」という。）の受理は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前においては、市警戒本部、危機管理課若しくは宿日直者）において受理する。

イ　地震情報等は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

（２）災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア　収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部局等をあらかじめ定めておくものとする。（資料３－４－１）

なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

（ア）被害状況
（イ）避難指示又は警戒区域設定状況
（ウ）生活必需物資の在庫及び供給状況
（エ）物資の価格、役務の対価動向
（オ）金銭債務処理状況及び金融動向
（カ）避難所の設置状況
（キ）避難生活の状況
（ク）医療救護施設の状況
（ケ）応急給水状況
（コ）観光客等の状況
（サ）下水道処理施設、農業集落排水施設の状況

イ　市災害対策本部の支部職員、消防団員、自主防災組織の構成員等は、相互に連携し、地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。

２　情報の収集

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、地域防災無線、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

（１）職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

（２）自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

自主防災組織にあっては、管轄支部に情報連絡員を派遣し、市災害対策本部との連絡にあたるものとする。

（３）参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

（４）被災地からの緊急連絡

被災地からの緊急連絡は、主として消防署及び消防団の消防無線を使用し、情報の収集にも活用する。

３　情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

（１）地域防災無線、防災行政無線

主として、市災害対策本部と支部、避難所、防災関係機関との情報伝達に用いる。

（２）県防災行政無線

主として県との情報伝達に用いる。

（３）その他の無線及び有線電話等

同時通報用無線、消防無線、孤立防止用無線電話、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話・無線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

（４）報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を県西部方面本部を通じて報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

（５）自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

（６）広報車等の活用

車両通行が可能な地域においては、市及び防災関係機関の広報車を利用して情報の伝達を行う。

４　県災害対策本部に対する報告及び要請事項の処理

市災害対策本部は、「県情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県西部方面本部を通じて県災害対策本部に報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部(県西部方面本部を含む。）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、地震が発生し、袋井市内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市災害対策本部から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県西部方面本部を含む。）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

（１）緊急要請事項

（２）被害状況

（３）市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び袋井市内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

＜消防庁応急対策室＞

平日 (9：30～ 18：15)	電　話	０３－５２５３－７５２７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
上記以外	電　話	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７７５３

５２－３　防災関係機関

１　地震情報等の受理及び伝達

市、県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理については、あらかじめ市、県に届けた受信方法及び受領者により行う。

２　災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

（１）災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

ア　被害状況

イ　災害応急対策実施状況

ウ　復旧見込み等

（２）市、県が定める情報項目について、速やかに市及び県に対して報告するものとする。

その主なものは、次のとおりである。

ア　緊急要請事項

イ　被害状況

ウ　災害応急対策実施状況

エ　復旧見込み等

第３章　広報活動

計画作成の主旨

市は、県及び防災関係機関の協力を得て、市民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等に配慮するものとする。

計画の内容

５３－１　袋井市

１　広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、これに基づき県及び防災関係機関等との連携を密にして、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。（資料３－４－１、２）

（１）地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起
（２）地震情報等
（３）電気、ガス、上・下水道、電話、鉄道、道路、橋梁、河川等の被害状況
（４）防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
（５）自主防災組織に対する活動実施要請
（６）民心安定のための住民に対する呼びかけ

２　広報実施方法

（１）同時通報用無線、広報車、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、緊急速報メール及びホームページ
（２）自主防災組織を通じての連絡

３　県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて県西部方面本部を通じて行う。

４　同時通報用無線施設の応急復旧

同時通報用無線施設が損傷した場合の応急復旧は、次の順序により行うよう努める。

（１）第１次復旧順位　　送信施設及び主要避難地付近の受信局
（２）第２次復旧順位　　任意避難地付近の受信局
（３）第３次復旧順位　　その他の受信局

５３－２　防災関係機関

１　広報事項

広報事項は、県が定めた「県情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

（１）電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
（２）災害応急対策状況及び復旧見込み

２　広報実施方法

広報は、防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

５３－３　住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

１　ラジオ、テレビ

地震情報等、交通機関運行状況等

２　同時通報用無線、広報車、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、緊急速報メール及びホームページ
主として市内の情報、指示、指導等

３　自主防災組織を通じての連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

４　サイレン
津波警報、火災の発生の通報

第４章　緊急輸送活動

計画作成の主旨

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第19節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する。）。

第５章　広域応援活動

計画作成の主旨

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第３節「動員計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する。）

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第６章　災害の拡大及び二次災害防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、関係事業所、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

計画の内容

５６－１　消防活動

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第24節「消防計画」に準ずる。

５６－２　水防活動

風水害対策編　第３章　災害応急対策計画　第４節「水防計画」に準ずる。

５６－３　人命の救出活動

１　人命救出活動の基本方針

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第７節「避難救出計画」に準ずる。

５６－４　被災建築物等に対する安全対策

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に準ずる。

５６－５　災害危険区域の指定

一般対策編第３章災害応急対策計画第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に準ずる。

第７章　避難活動

一般対策編　第３章　災害応急対策計画　第７節「避難救出計画」に準ずる。

第８章　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市及び県の実施する対策の概要を示す。

計画の内容

５８－１　予想される混乱

１　地震情報に関する流言飛語
２　生活関連施設（電気、ガス、上・下水道、電話、鉄道、道路等）被害による混乱
３　避難等による道路及び避難地の混乱
４　医療機関の混乱
５　生活物資調達による混乱
６　集団不法行為による混乱

５８－２　実施事項

１　袋井市

（１）住民に対する呼びかけ

本部長（市長）は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置について、必要な呼びかけを実施するよう努める。

（２）生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ　特定物資の報告徴収、立入検査等

（ア）状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

（イ）特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

（３）県に対する要請

本部長（市長）は、社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対して応急措置の実施又は報道機関による広報の実施を要請する。

（４）警察に対する要請

本部長（市長）は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、袋井警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

ア　不法事態に対する措置

イ　地域安全情報の伝達

ウ　鉄砲刀剣類等に対する措置

エ　その他「第４編　第８章　社会秩序を維持する活動」に準じた活動

２　静岡県警察（袋井警察署）

（１）関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し、可能な限り協力する。

（２）不法事態に対する措置

駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また、発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し、事態の収拾を図る。

（３）地域安全情報の伝達

災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

（４）銃砲刀剣類等に対する措置

銃砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、放射性物質、火薬類等の製造、貯蔵状況の調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。

（５）別紙第８章「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

第９章　交通の確保対策

一般対策編第３章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。

第１０章　地域への救援活動

計画作成の主旨

地震発生後、日常生活に支障をきたした、罹災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援等について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

５１０－１　食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

一般対策編第３章災害応急対策計画第９節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画」に準ずる。

５１０－２　給水活動

一般対策編第３章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。

５１０－３　燃料の確保

一般対策編第３章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画」に準ずる。

５１０－４　医療救護活動

一般対策編第３章災害応急対策計画第14節「医療・助産計画」に準ずる。

５１０－５　し尿処理・汚水処理

一般対策編第３章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

５１０－６　ごみ（生活系）処理

一般対策編第３章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

５１０－７　災害廃棄物処理

一般対策編第３章災害応急対策計画第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

５１０－８　防疫活動

一般対策編第３章災害応急対策計画第15節「防疫計画」に準ずる。

５１０－９　遺体の捜索及び措置

一般対策編第３章災害応急対策計画第17節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。

５１０－１０　応急住宅の確保

一般対策編第３章災害応急対策計画第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に準ずる。

５１０－１１　ボランティア活動への支援

一般対策編第３章災害応急対策計画第25節「隣保互助、民間団体活用計画」に準ずる。

第１１章　学校における災害応急対策及び応急教育

一般対策編第３章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。

第１２章　被災者の生活再建等への支援

一般対策編第３章災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる。

第１３章　公共施設及び設備等の対策

一般対策編第３章災害応急対策計画第32節「公共施設及び設備等の対策」に準ずる。

第１４章　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

５１４－１　水道　（袋井市）

１　災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
２　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
３　配管の仮設等による応急給水に努める。
４　医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

５１４－２　下水道（袋井市）

１　災害の発生状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用を制限し、仮設便所等で処理を行う。
２　応急復旧に必要な資機材や車両を確保し、応急復旧工事を行う。

３　ポンプや排水管の仮設、可搬式発電機等により応急復旧に努める。
４　袋井市下水道業務継続計画（ＢＣＰ）を用い、下水道施設の被災状況、機能維持及び早期回復に努める。

５１４－３　電力（中部電力株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター））

１　電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
２　電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
３　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
４　電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
５　水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

５１４－４　ガス（袋井ガス株式会社、一般社団法人静岡県ＬＰガス協会西部支部袋井地区）

１　都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
２　都市ガス及びＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
３　都市ガス及びＬＰガスの施設の安全点検を実施する。
４　都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
５　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
６　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

５１４－５　通信

１　ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）
（１）通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。
　ア　臨時回線の設定をするほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、特設公衆電話を設置する。
　イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板web１７１サービスを提供する。
　ウ　防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
（２）応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
（３）通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
２　株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）
（１）通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
　ア　臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
　イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
（２）応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
（３）通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

５１４－６　放送（日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送会社（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社））

１　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
２　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
３　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

５１４－７　市中金融（市内金融機関）

１　被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
２　災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
３　財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い、次の措置を講ずる。
（１）必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
（２）預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
（３）被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

５１４－８　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（袋井駅、愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社）

１　不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
２　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
３　早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

５１４－９　道路（国、県、市）

１　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
２　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
３　道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
４　県警察は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

第１５章　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前２章に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

（１）災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
　ア　災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
　イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等
（２）津波からの円滑な避難の確保に関する事項
　ア　地震及び津波に関する情報収集、伝達
　イ　利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
（３）出火防止措置、消防用施設等の点検
（４）その他必要な災害応急対策に関する事項

２　各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

（１）病院、診療所、百貨店、スーパー等
　ア　患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
　イ　地震及び津波に関する情報並びに市指定緊急避難場所・避難所等に関する情報を的確に伝達し、適切な避

難誘導を実施する。

ウ　病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

（２）石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

（３）鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

（４）学校・幼稚園・保育所、認定こども園、社会福祉施設

避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

（５）上・下水道、電気及びガス事業

ア　水道（袋井市）

水道施設及び道路の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ　下水道（袋井市）

下水道施設の支障による交通事故等の二次災害を防止、軽減するための措置を講じる。

ウ　電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

エ　ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

（６）道路

津波による被害が生じるおそれのある区間及び主要避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第６編　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震災害発生後の市が実施する復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び防災関係機関の活動については、袋井市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

６１－１　袋井市災害復興本部

１　設置

（１）市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、袋井市震災復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。

（２）市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営にあたっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

（３）市復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

２　所掌事務

（１）市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

ア　震災復興計画の策定

イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ　県その他の防災関係機関に関する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ　県震災復興基金への協力

オ　被災者の経済的支援及び相談窓口の運営

カ　民心安定上必要な広報

キ　その他の震災復興対策

３　市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

４　防災会議の開催等

（１）市復興本部が設置された場合、必要に応じ、袋井市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整等を行う。

（２）招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて袋井市防災会議の会長（市長）が必要と判断した範囲の者とする。

５　震災復興対策会議

（１）市長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。

（２）震災復興対策会議の構成及び運営は別に定める。

６　他市町村等に対する応援要請

市長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の市町村長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

６１－２　静岡県警察（袋井警察署（中央、山梨、浅羽交番、市内各警察官駐在所））

１　社会秩序を維持する活動

第５編　第８章及び別紙　第８章に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

２　交通の確保対策

第５編　第９章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

６１－３　防災関係機関等

１　指定地方行政機関

（１）総務省東海総合通信局

ア　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

イ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

ウ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

（２）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

ア　被災者への生活支援情報の提供

イ　専用電話を備えた相談窓口の開設

ウ　特別行政相談所の開設

（３）財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア　被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

（４）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

ア　農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告

イ　応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整

ウ　静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告

エ　その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

（５）気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

（６）海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

ア　船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導

イ　広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導

（７）厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

ア　復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

イ　労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置

ウ　離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

（８）経済産業省関東経済産業局

ア　商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集

イ　中小企業の復旧・復興資金の融通

ウ　生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導

エ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

（９）経済産業省中部経済産業局

ア　電気の安定供給に関すること

イ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

(10) 経済産業省関東東北産業保安監督部

ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

イ　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

ウ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

(11) 経済産業省中部近畿産業保安監督部

ア　電気の安全確保に関すること

イ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

(12) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア　管轄する基盤施設（河川・道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ　復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア　陸上輸送に関すること

（ア）緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車運送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置

（イ）県からの要請に対する車両等の調達あっせん

イ　海上輸送に関すること

（ア）県内海上輸送業者に対する緊急海上輸送の協力要請

（イ）県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

(14) 国土地理院中部地方測量部

ア　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

イ　地理情報システムの活用を図る。

ウ　位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(15) 環境省関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 防衛省南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

２　指定公共機関

（１）日本郵便株式会社東海支社（袋井郵便局、市内各郵便局）

ア　被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

ウ　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ　被災者が差し郵便物の料金免除

オ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害防止に努める。

（２）東海旅客鉄道株式会社（袋井駅、愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

（３）ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

（４）日本赤十字社（静岡県支部）

ア　義援金の募集・義援金配分委員会への参加

イ　協力奉仕者の連絡調整

（５）日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

（６）中日本高速道路株式会社（東京支社）

ア　管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

（７）岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

ＬＰガスタンクローリー等によるＬＰガス輸入基地、２次基地から充填所へのＬＰガスの配送

（８）日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関連する車両の確保及び通行

（９）中部電力株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川営業所、島田電力センター）

ア　変電所や配電施設等の施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

(10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

３　指定地方公共機関

（１）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

ア　ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

（２）一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部袋井地区）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

（３）民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

（４）一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

（５）土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区）

ア　管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び県及び市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

（６）公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

（７）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の復旧に関する協力

（８）富士山静岡空港株式会社

ア　管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う

第２章　激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

６２－１　基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

６２－２　袋井市の実施事項

１　市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況を調査し、県知事に報告する。

２　市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければな

らない。

第３章　震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

計画の内容

６３－１　袋井市

１　計画策定の体制

（１）市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする震災復興計画策定本部（以下「計画策定本部」という。）を設置し、震災復興計画を策定する。

（２）計画策定本部には、関係部局長により構成する震災復興計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置き、所管課長で構成する部会を設置する。

（３）市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、袋井市震災復興計画審議会を設置する。

（４）市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに袋井市震災復興計画審議会に諮問する。

２　計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、道路、河川、農業施設、公共施設、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

３　計画の基本方針

計画の策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。

４　計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

５　国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４章　復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

６４－１　予算の編成

１　予算の編成の基本方針

（１）復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

財政需要見込額の算定

被害状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア　復旧・復興事業

イ　震災復興基金への出損金及び貸付金

ウ　その他

（２）発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき

事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

（３）予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

６４－２　復興財源の確保

１　基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

２　袋井市

（１）国、県への要望

復旧、復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特別措置等や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。

（２）地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政重要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら、次の措置を講じ、財源を確保する。

ア　災害復旧事業債

イ　歳入欠かん等債

ウ　その他

（３）復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第５章　震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

計画の内容

６５－１　震災復興基金の設立

１　震災復興基金の設立

（１）市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

（２）市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第６章　復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

６６－１　復旧計画の策定

１　基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、市復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図ったうえで、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

２　袋井市

（１）被害状況の調査報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

（２）復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

３　防災関係機関

（１）状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

（２）復旧計画の策定

被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、必要に応じて関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

６６－２　基盤施設の復旧

１　基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

２　袋井市

（１）復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整のうえ、迅速かつ円滑な復旧を図る。

（２）復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

（３）地籍調査の実施

平時から地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

３　防災関係機関

（１）復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

（２）復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第７章　都市・農山村の復興

計画作成の主旨

被災した地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力あるまちづくりを行う。

計画の内容

６７−１　都市・農山村復興計画の策定

１　基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。

２　袋井市

計画策定本部に設置される計画策定委員会の下部組織として都市・農山村復興計画部会を設置し、都市・農山の復興方針を定めた復興計画を策定する。

６７−２　都市・農山村の復興

１　基本方針

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

２　袋井市

（１）被害状況の把握

市は各機関と協力し、市域に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

（２）建築基準法 84 条（昭和 25 年法律第 201 号）による建築制限の実施

ア　県が行う「建築基準法」第 84 条による建築制限区域の指定について連絡調整を図る。

イ　市は必要に応じ、建築制限期間の延長を県に要請する。

３　緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される地区を緊急復興地区として抽出する。

４　被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

５　都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

６　復興都市計画案等の作成及び事業実施

（１）緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

（２）都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

７　復興まちづくり支援事業の実施

住民全体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

６７－３　農山村の復興（主に都市計画区域外）

１　基本方針

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

２　被害状況の把握

各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

３　集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

４　被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

５　復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

６　集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

７　集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第８章　被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

６８－１　恒久住宅対策

１　基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

２　袋井市

（１）住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

（２）県との協議

公的住宅に関する事項等について、県との協議を行う。

（３）災害公営住宅等の供給

ア　公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を供給する。

イ　買取り・借上げ方式による災害公営住宅の供給を推進する。

（４）住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

６８－２　災害弔慰金等の支給

１　基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

２　袋井市

（１）支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害傷害見舞金の支給対象者を把握する。

（２）支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害傷害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

６８－３　被災者の経済的再建支援

１　基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

２　袋井市

（１）被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域は補足調査を行う。

ア　死亡者数

イ　負傷者数

ウ　全壊・半壊住宅数

（２）罹災証明の発行

ア　罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査又は申請書類を基に希望者に罹災証明を発行する。

イ　罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

（３）災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

（４）被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により、委託された事務を迅速に実施する。

（５）義援金の募集等

ア　市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

（６）租税の減免等

地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

３　社会福祉協議会

生活福祉基金と災害救護資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

４　義援金募集・配分委員会（仮称）

（１）義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、１次・２次配分など多段階に義援金を配分する。

（２）義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正、かつ、適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

６８－４　雇用対策

１　基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

２　袋井市

（１）事業者支援の実施

市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

（２）離職者の生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

（３）再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。

ア　職業訓練、能力開発の実施

イ　特定求職者雇用開発助成金制度の活用

ウ　合同就職説明会等の開催

６８－５　要配慮者の支援

１　基本方針

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

２　袋井市

（１）被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

（２）一時入所の実態

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市施設への一時入所を実施する。

（３）福祉サービスの拡充

ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

（４）健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

６８－６　生活再建支援策等の広報・啓発活動

１　基本方針

被災直後の応急復旧から復興にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

２　袋井市

（１）生活再建支援施策等の広報・啓発活動の実施

広報ふくろい等やラジオ・テレビ等のマスメディアを用い、震災関連情報の広報・啓発を行う。

ア　義援金の募集等

イ　各種相談窓口の案内

ウ　災害弔慰金の支給等に関する情報

エ　市営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ　被災者（自立）生活再建支援金に関する情報

カ　ボランティアに関する情報

キ　雇用に関する情報

ク　融資・助成情報

ケ　外国人に対する外国語の情報

コ　県外疎開者に対する震災関連情報

サ　その他生活情報等

６８－７　相談窓口等の設置

１　基本方針

相談者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

２　袋井市

（１）相談窓口等の開設

ア　発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

イ　相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

（２）相談窓口等の業務の遂行

ア　電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

イ　県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

（３）相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

６８－８　保険の活用

（１）地震保険の普及促進

地震保険は，地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第９章　地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

６９－１　産業復興計画の策定

１　基本方針

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

２　袋井市

（１）産業復興計画の策定

計画策定本部に設置される計画策定委員会の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

６９－２　中小企業を対象とした支援

１　基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

２　袋井市

（１）中小企業の被災状況の把握

各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県に報告する。

（２）事業の場の確保

中小企業の事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

（３）支援制度・施策の内容の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体を通じ、県と連携して周知する。

（４）金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易、迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し、協力を求める。

６９－３　農林業者を対象とした支援

１　基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

２　袋井市

（１）農林業者の被災状況の把握

遠州中央農業協同組合、静岡県温室農業協同組合及び静岡県西部農業共済組合と協力し、農林業者の被災状況調査を行い、県へ報告する。

（２）支援制度・施策の内容の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策の内容を農業協同組合等を通じ、県と連携して周知する。

（３）金融機関等への協力の要請

農林業者を対象とする資金貸付手続きの簡易、迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し、協力を求める。

６９－４　地域全体に影響を及ぼす支援

１　基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

２　袋井市

（１）イベント・商談会の実施

県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。

（２）誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第４－２編として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

４２１－１　袋井市の行う活動

【注意情報発表時等における措置】

１　防災体制の確保

市は、注意情報が発表されたときは、全職員を参集して防災体制を確保し、袋井市地域防災計画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて袋井市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を招集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

２　応急対策の内容

市が注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

（１）注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
（２）注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
（３）南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
（４）備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
（５）交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
（６）県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
（７）物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保
（８）消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

（９）医療救護活動の準備
(10) 必要に応じて要配慮者等の避難のための市指定避難地の開設
(11) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備
(12) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
ア　必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
イ　必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を袋井警察署に要請する。
ウ　住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
(13) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

３　消防、水防機関の措置

（１）消防本部（署）は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
（２）消防団は、団員の連絡体制の確保
（３）必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時における措置】

１　袋井市地震災害警戒本部

（１）設置
市長は、警戒宣言が発せられたときは、袋井市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。
（２）組織及び所掌事務
袋井市地震災害警戒本部条例（平成17年袋井市条例第157号）及び袋井市地震災害警戒本部運営要領（平成17年袋井市告示第232号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。（資料２－２－１、２）
ア　組織
市警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置き、防災拠点に支部を置く。
（ア）本部長
a　本部長は、市長があたる。
b　本部長は、市警戒本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
（イ）副本部長
a　副本部長は、副市長、教育長があたる。
b　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。
（ウ）本部室
本部室を袋井市防災センター３階に設置する。
ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、別に置くことができる。
（エ）支部
a　市内の拠点19箇所に支部を置き、区域内の避難所及び自治会を管轄する。
b　支部に支部長、副支部長、支部員を置く。
イ　所掌事務
市警戒本部、支部が所掌する地震防災応急対策の主なものは次のとおりである。
（ア）警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
（イ）県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
a　本部長は、県に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請することができる。
b　本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を袋井警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請することができる。
c　本部長は、住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告する。
（ウ）避難の指示又は警戒区域の設定
（エ）消防職員及び消防(水防)団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
（オ）消防、水防等の応急措置

（カ）医療救護
（キ）緊急輸送の実施
（ク）活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先導部隊の受入れ
（ケ）災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
（コ）自主防災組織活動の指導、連携
（サ）その他地震防災上の措置

２　職員の動員（配備計画）

（１）市警戒本部の設置の準備

市警戒本部の開設を円滑にするため、本部室付職員は、注意情報が発表されたときは、情報受領体制により直ちに本部室に参集し、市警戒本部の設置及び応急対策の実施準備を行う。

また、あらかじめ支部勤務を命ぜられている職員（以下「支部職員」という。）は直ちに所定の支部設置場所に参集し、支部設置の準備及び各施設管理者との連絡調整を行う。

なお、情報受領体制は、資料（３－１－１～３）のとおりである。

（２）本部長、副本部長、本部室付職員は、注意情報発表時等には、直ちに本部室において防災業務につく。

（３）市警戒本部の各班に所属する職員（本部室付職員及び特別に勤務場所を指定されている者を除く。）、支部職員（正副支部長を除く。）及び市各施設の職員は、動員の指示又は注意情報発表時等には、直ちに所定の場所に参集し、地震防災応急対策等の防災業務につく。この場合において所属長が不在のときは、あらかじめ指名されている所属長の職務を代理する者が指揮・命令にあたる。

（４）勤務時間内に注意情報が発表された場合は、通常勤務に支障のないように留意すること。

３　袋井消防本部、袋井消防署及び袋井市消防団

消防本部、消防署及び消防団は、袋井市森町広域行政組合「大規模災害消防計画」により、特に次の事項を実施する。

（１）袋井消防本部

袋井消防本部に消防地震災害警戒本部を設置し、市警戒本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

ア　情報の収集と伝達
イ　消火活動、救助活動のための消防署及び消防(水防)団の出動体制の確立
ウ　地域住民への避難指示の伝達
エ　出火防止のための広報

（２）袋井消防署

ア　消火活動、救助活動の出動体制の確立
イ　消防資機材の点検整備

（３）袋井市消防団

ア　情報の収集と伝達
イ　各分団における消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
ウ　火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
エ　水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
オ　住民の避難誘導
カ　水防資機材の点検、配備及び確保準備
キ　警戒区域からの避難確認のパトロール
ク　救助用資機材の確保準備
ケ　その他状況に応じた消防、水防活動

４２１－２　静岡県警察

１　静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

（１）地震関連情報（交通情報）の収集・提供（県警ヘリによる偵察含む。）

（２）民心安定等のための広報

（３）市指定避難地等の安全確保・秩序維持等
（４）社会秩序維持のための取り締まり等
（５）交通路、避難路、緊急輸送路の確保

４２１－３　防災関係機関の行う活動

【注意情報発表時における措置】

防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

１　注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有化
２　利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
３　備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
４　利用者等の社会的混乱を防止する活動
５　市及び県が実施する応急対策の連絡調整
６　南海トラフ地震における静岡県広域受援計画等に基づく広域的な応援の受入れ準備
７　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時における措置】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

１　指定地方行政機関

（１）総務省東海総合通信局
　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の管理
（２）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）
　被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備
（３）財務省東海財務局（静岡財務事務所）
　金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
（４）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
　農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。
　ア　農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
　イ　応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
　ウ　静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
　エ　その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
（５）気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
　ア　県知事に対する地震予知情報の通報
　イ　地震予知情報等の照会に対する応答と解説
　ウ　異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
（６）経済産業省関東経済産業局
　ア　防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
　イ　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
　ウ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

（７）経済産業省中部経済産業局
　ア　電気の安定供給に関すること
　イ　ガスの安定供給に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
（８）経済産業省関東東北産業保安監督部
　ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
　イ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
（９）経済産業省中部近畿産業保安監督部
　ア　電気の安全確保に関すること
　イ　ガスの安全確保に関すること（平成 17 年３月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
(10) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）
　ア　施設対策等
　（ア）河川管理施設等の対策等
　（イ）道路施設対策等
　（ウ）港湾施設対策等
　（エ）電気通信施設等対策等
　イ　災害対策用建設機械等の出動及び管理
　ウ　他機関との協力
　エ　広報
(11) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
　ア　鉄道事業者に対し、最寄り駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
　イ　運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
　ウ　緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
(12) 国土地理院中部地方測量部
　協力機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
(13) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）
　ア　港内在泊船舶に対する地震予知の情報及び警戒宣言発令の伝達
　イ　湾内における船舶交通の制限、禁止
　ウ　マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達
　エ　海上における治安の維持、海上交通の安全確保
　オ　国土交通省中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

２　指定公共機関

（１）日本郵便株式会社東海支社（袋井郵便局、市内各郵便局）
　ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
　イ　郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報
　ウ　郵便物、施設等の被災防止
（２）東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社
　ア　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
　イ　列車の運転規制
　ウ　旅客の避難、救護
　エ　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
（３）ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）
　ア　通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施
　イ　防災関係機関の重要通信の優先接続
　ウ　地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
（４）日本赤十字社（静岡県支部）
　ア　医療救護班の派遣準備
　イ　血液製剤の確保及び供給の準備
　ウ　救護物資の配布準備

エ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

（５）日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア　地震に関する情報の迅速な伝達

イ　県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

（６）中日本高速道路株式会社（東京支社）

ア　警戒宣言等の伝達

イ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

ウ　交通対策

エ　緊急点検

（７）岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

ＬＰガスタンクローリー等によるＬＰガス輸入基地、２次基地から充填所へのＬＰガスの配送

（８）日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

（９）中部電力株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター）、中部電力パワーグリッド株式会社

ア　支店及び各事業場等に地震災害警戒本部の設置

イ　動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し、動員準備を要請

ウ　地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し、対策を促進

エ　電気による災害の予防広報の実施

オ　電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施

カ　工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

(10) ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

３　指定地方公共機関

（１）一般社団法人静岡県医師会（磐周医師会・袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐周歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）

ア　救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備

イ　救護班の派遣又は派遣準備

（２）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

ア　需要家に対する都市ガスによる災害予防広報

イ　施設の点検等災害予防措置

（３）一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部袋井地区）

ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報

イ　協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

（４）民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

ア　報道特別番組の編成

イ　地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送

ウ　知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

（５）一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）、商業組合静岡県タクシー協会（袋井交通株式会社、袋井タクシー株式会社、森町タクシー合資会社山梨営業所）

ア　防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

（６）土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区）

ア　地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配

イ　緊急点検

（７）公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給準備

イ　避難所への栄養士等の派遣準備

（８）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

ア　地震発生に備えた人員等の配置の手配

４２１－４　自衛隊

【注意情報発表時】

自衛隊は、注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

（１）陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　各部隊の災害派遣準備

エ　部隊の展開開始

オ　情報組織の展開

カ　県庁等への連絡班の派遣

キ　通信組織の編成等

（２）海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア　司令部の設置準備

イ　各部隊の災害派遣準備

ウ　県庁等への連絡班の派遣等

エ　県及び防災関係機関との連絡体制の強化

（３）航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　情報組織の展開

エ　県庁等への連絡班の派遣

オ　偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

（１）陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　県庁等への方面現地調整所の開設

イ　地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備

ウ　地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

（２）海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア　司令部の設置（防災派遣命令後）

イ　災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立

ウ　地震防災派遣を開始

エ　東部方面総監部への連絡員の派出

オ　災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等

（３）航空自衛隊第一航空団ほか

ア　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化

イ　地上部隊の災害派遣の準備
ウ　浜松基地等の練習機の域外基地への避難
エ　救難機の周辺基地への集中
オ　地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第２章　情報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、防災関係機関及び自主防災組織の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

４２２－１　袋井市

１　注意情報、地震予知情報及び警戒宣言の受理、伝達、周知

（１）県から通知される注意情報、地震予知情報、警戒宣言の受理については、勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。
　なお、市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとする。

（２）市警戒本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。（資料３－１－２、３）

（３）警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）、同時通報用無線及び広報車等を用いて、地域住民等に伝達するものとする。

（４）注意情報、地震予知情報は、地域防災無線、同時通報用無線、電話、広報車、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

（１）注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。（資料３－４－１）

（２）消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報の収集責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

（３）収集及び伝達する情報の種類の主なものは、次のとおりである。
ア　避難の状況
イ　交通機関の運行及び道路交通の状況
ウ　防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
エ　ガス、上・下水道、電気等生活関連施設の運営状況
オ　情報の変容、流言等の状況
カ　住民生活、社会・経済活動等の状況
キ　消防(水防)団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
ク　地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
ケ　避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

３　静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）等に対する報告

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、 県警戒本部等への報告は、静岡県地震災害警戒本部西部方面本部（以下この編において「県西部方面本部」という。）を通じて県が別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「県情報広報実施要領」という。）の項目について、統括班が県防災行政無線等により速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

（１）避難の状況

（２）市において注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

４２２－２　防災関係機関

１　注意情報、地震予知情報の収集及び伝達

自らの責任において収集、伝達するものとする。

２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

自らの責任において収集、伝達するものとする。

３　市警戒本部等との連絡方法

市警戒本部等からの連絡、市警戒本部等への報告等は、別に定める方法により行うものとする。（資料３－１－１、３－４－１）

第３章　広報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対応ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

４２３－１　袋井市

１　広報事項

市は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案及び優先順位をあらかじめ定め、これに基づき防災関係機関等との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。（資料３－４－１、２）

主な広報事項は次のとおりである。

（１）注意情報、地震予知情報及び警戒宣言の内容と意味

（２）主な交通機関運行状況及び道路交通情報

（３）家庭において実施すべき防災対策

（４）自主防災組織に対する防災活動の要請

（５）電気、ガス、上・下水道等の運営状況

（６）児童、生徒等の引き渡し連絡

２　広報実施方法

（１）同時通報用無線、広報車(消防署及び消防団の車両含む。）、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、緊急速報メール、ホームページ等

（２）自主防災組織を通じての連絡

（３）県に対する広報の要請

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市がテレビ、ラジオ等により広報を行う必要がある場合は、県西部方面本部を経由し、県警戒本部等に対して要請するものとする。

なお、この場合広報文案を添えるものとする。

４２３－２　防災関係機関

１　広報事項

防災関係機関は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。

その主なものは、次のとおりである。

（１）電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況

（２）注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

２　広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市警戒本部等と連携を密にするものとする。

４２３－３　地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては､次の方法により､それぞれ情報が伝達されるので､各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

１　ラジオ、テレビ

注意情報、地震予知情報、警戒宣言、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等

２　同時通報用無線、広報車（消防車両を含む）、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、緊急速報メール及びホームページ

主として市内の情報、指示、指導等

３　自主防災組織を通じての連絡

主として市警戒本部等からの指示、指導、救助措置等

４　サイレン

警戒宣言が発せられたことの伝達

５　携帯電話、スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

６　インターネット

地域の情報・指示・指導等

７　デジタルサイネージ

地域の情報・指示・指導等

第４章　自主防災活動

計画作成の主旨

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【注意情報発表時における措置】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速･的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

１　自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保

２　警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認

３　災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ

４　住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ

５　注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や市指定避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時における措置】

１　自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

２　情報の収集・伝達

（１）市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

（２）地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。

（３）応急対策の実施状況について、必要に応じ市警戒本部の各支部へ報告する。

３　初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

４　防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

５　家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

（１）家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

（２）落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

（３）出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

（４）備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

（５）災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

６　避難活動

（１）避難行動

ア　津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。自主防災組織の長は、避難状況を確認後、市警戒本部の各支部へ報告する。

イ　自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において搬送する。

ウ　家屋の耐震強度が不十分な場合には、任意避難地等への避難をすすめる。

（２）避難生活

ア　避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

イ　防疫及び清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ　飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市警戒本部の各支部等と連絡を取り、その確保に努める。

７　社会秩序の維持

（１）ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語発生を防止し、社会秩序を乱すことがないように努める。

（２）生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第５章　　緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

４２５－１　袋井市

市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。また、市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。

１　緊急輸送対象の基本方針

（１）警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。

（２）地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

（３）警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県と協議し、緊急輸送を行う。

２　緊急輸送の対象となる人員、物資等

（１）防災活動要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策に要する最小限の資機材

（２）緊急の処置を要する患者

（３）その他

輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

ア　食料

イ　日用品等

ウ　その他緊急に輸送を必要とするもの

３　輸送体制の確立

（１）輸送の方法

ア　陸上輸送

県指定第１次、第２次、第３次の緊急輸送路及び市指定緊急輸送路により必要な輸送を行う。

（資料５－５－１）

第１次緊急輸送路（県指定）・・・高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路

第２次緊急輸送路（県指定）・・・１次緊急輸送路と市役所及び重要な拠点を結ぶ道路

第３次緊急輸送路（県指定）・・・１次緊急輸送路及び２次緊急輸送路と市役所の支所を結ぶ道路及びその他の道路

市指定緊急輸送路　・・・市内の防災拠点を結ぶ道路

イ　海上輸送

原則として海上輸送を行わない。

ウ　航空輸送

県及び県警察のヘリコプターによるほか、県西部方面本部を通じて知事に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。（資料４－２－１）

（２）輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

ア　市有車両の活用

市有車両を必要に応じ配車する。（資料３－２－４、５－５－５、６）

イ　民間車両の借上げ

輸送業者（日本通運株式会社浜松支店、一般社団法人静岡県トラック協会）及び袋井市建設事業協同組合等と協定を結び、状況に応じて車両を借上げる。（資料５－５－６）

ウ　県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求

自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県西部方面本部を通じて知事に対し、緊急輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。

エ　燃料等の確保のための関係業界への協力要請

燃料等の確保については、静岡県石油業共同組合袋井支部福油会と協定を結び、必要なときに手当する。（資料６－１－12）

４　緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市警戒本部において調整を行うものとする。この場合、次により調整することを原則とする。

第１順位　市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第２順位　防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第３順位　地震発生後の活動の準備のための輸送

４２５－２　防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第６章　自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市長が、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認められる場合における、自衛隊の支援を要請するために必要な要求手続き事項を定める。

計画の内容

１　県警戒本部長（知事）に対する支援要請の要求

本部長（市長）は、県西部方面本部を通じ、県警戒本部長（知事）に対し、次の事項を明示した要請書をもって、自衛隊の支援要請の要求をする。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等により口頭にて行い、事後速やかに文書をもって措置するものとする。（資料４－１－１）

また、犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持等の支援要請はできない。

（１）支援を要請する事項

ア　防災要員等の輸送

イ　緊急物資の輸送

ウ　特定の緊急患者の移送

エ　航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供

オ　地震発生前の現況航空写真の作成、提供

カ　通信支援

キ　その他市長が知事と協議し、必要と認められたもの

（２）支援の要請にあたり明示する内容

ア　派遣を要請する事由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項（進入経路、受入体制等）

２　自衛隊との連絡及び受入れ

（１）情報の交換

本部長（市長）は、各種情報を的確に把握するため、支援を受けた自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。

（２）連絡室

本部長（市長）は、支援を受けた自衛隊との連絡体制の迅速化・円滑化を図るため、必要に応じて、袋井市役所本庁舎内に自衛隊の連絡室を設置する。

（３）本部長（市長）は、自衛隊の支援活動の状況等について、適宜、県西部方面本部へ報告する。

（４）本部長（市長）は、派遣された自衛隊の宿泊に必要な施設や設備を可能な限り準備する。（資料４－１－３）

第７章　避難活動

計画作成の主旨

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、注意情報が発表されたときであっても、市指定避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、当該避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるにあたっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

４２７－１　避難対策

１　避難対策の基本方針

（１）市が、地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。この場合市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

（２）任意避難地区の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要があるときは任意避難地等へ自主的に避難する。

（３）住民等が避難場所まで避難する方法については、原則として徒歩によるものとする。

（４）避難地では、原則として自主防災組織単位で行動するものとする。

（５）避難誘導、避難場所での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

２　避難のための指示

（１）指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として、「避難の指示」を行うものとする。

（２）指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線・広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市は、必要に応じ、避難指示に関する放送を県に依頼する。

（３）市（消防機関を含む）及び警察署は、常日頃から避難対象地区の住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、注意情報が発せられたときは、注意情報が発せられたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣

言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア　避難対象地区の地区名

イ　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ　避難経路及び避難先

エ　避難する時期

オ　避難行動における注意事項（携行品、服装等）

３　警戒区域の設定

（１）警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、２の（３）に準じて周知を図る。

（２）警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとる。市長は、警察官・海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

４　避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、それぞれ避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難場所での生活等に配慮するものとする。

５　住民の避難対策

（１）山・がけ崩れにより被害の生じるおそれのある避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは、市が指定した避難地へ避難する。（資料１－１－１）

（２）任意避難地区には、避難指示及び警戒区域の設定は行わない。このため、住民等は、警戒宣言が発令されたときには、避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断して避難する。自主防災組織においては、組織活動を通じてこれを行うこととし、あらかじめ自主防災組織の避難地や避難誘導責任者を定めておくこととする。

（３）住民等は、市指定避難地及び避難所へ行く必要が生じるまでの間、中間拠点となる場所として、自主防災組織が定める避難地に避難する。市指定避難地及び避難所を避難先として使用する場合は、自主防災組織の長はあらかじめ市と協議する。市は、避難施設の受入能力及び必要となる地震防災応急対策の内容等を勘案して調整する。

自主防災組織の長は、各自主防災組織内において避難を必要とする住民等の状況を把握し、避難誘導責任者の指示により、自主防災組織の単位で市指定避難地及び避難所へ移動するものとする。（資料５－３－１～３）

（４）袋井市津波避難計画による津波避難対象地域の住民等は、注意情報が発表されたときは、避難準備を開始するものとする。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難を開始するものとする。

警戒宣言が発令されたときは、ただちに避難行動を開始するものとする。

６　避難状況の報告

（１）自主防災組織の長及び施設等の管理者は避難を行ったときは、次に掲げる避難の状況について、市警戒本部の支部又は当該市の区域にある警察署等を通じて市警戒本部に報告する。

避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合は、直ちに行う。）

ア　避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ　上記の事態に対し、応急的にとられた措置

ウ　市等に対する要請事項

（２）市は、避難状況について県西部方面本部を通じ、県警戒本部へ報告する。

４２７－２　市指定避難地の設置及び避難生活

１　基本方針

市は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において避難を必要とする者のために市指定避難地を設置すると

ともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び当該避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

２　市指定避難地の設置及び避難生活

（１）避難生活者

市指定避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れにより被害の生じるおそれのある地域の住民等、帰宅できない旅行者等で、居住する場所を確保できない者とする。

（２）設置場所

原則として学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

（３）設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、市指定避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、注意情報が発表されてから注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために市指定避難地を設置することができる。

（４）市指定避難地の運営

ア　市は、自主防災組織及び市指定避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、当該避難地を運営する。

イ　市指定避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、当該避難地の安全の確保と秩序のため、必要により袋井警察署へ警察官の配置を要請する。

ウ　市は、物資の不足する者に対して、食料、飲料水等のあっせんに努めるものとする。

エ　市指定避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

オ　地域住民

地域住民が、自宅付近以外の場所に避難を行う場合は、次の方法による。

（ア）テント、ビニールシート等は原則として自主防災組織又は各家庭が準備するものとする。

（イ）食料、飲料水等の生活必需品は、非常持ち出し分を含む１週間分を準備するものとする。

（ウ）自主防災組織及び避難住民は、市指定避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第８章　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

４２８－１　予想される混乱

１　注意情報、地震予知情報等に関する流言飛語

２　帰宅者による道路の混乱

３　電話のふくそう

４　避難による混乱

５　自動車による道路交通の混乱

６　買出し、旅行者等の混乱

７　犯罪の発生

８　集団不法行為、暴利行為

４２８－２　実施事項

１　市のとるべき措置

市長は、注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民等に対して本編第３章「広報活動」による呼びかけを実施するとともに、次の対策を講ずるものとする。

（１）袋井警察署に対する要請

ア　各種混乱の防止及び犯罪の予防取締り

イ　生活物資集積場所等の警戒警備

（２）物資、物価対策

ア　生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買い占め等の発生を防止するため、物資、物価の動向を把握し、物資の円滑な供給の確保に努める。

イ　状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。

２　袋井警察署の活動

警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行うものとする。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施するものとする。

（１）警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。

（２）犯罪情報の収集を行う。

（３）駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。

（４）集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う

（５）流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。

（６）自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。

（７）放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。
なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第９章　交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の道路交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、必要な交通規制を実施するとともに、危険な事態の発生するおそれのある物件の除去及び保安措置をとるべき指示を行い、交通機能の確保を図る。

また、注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

４２９－１　交通規制

１　交通規制の方針

【注意情報発表時における措置】

注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

（１）不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

（２）警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

（３）警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時における措置】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

（１）強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

（２）避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。

（３）東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。

（４）広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。

（５）交通規制に際しては、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じて広報の徹底を図る。

２　運転者のとるべき措置

【注意情報発表時における措置】

（１）走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

（２）注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時における措置】

（１）走行中の車両の運転者は、次により行動する。

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

（２）避難のために車両を使用しない。

３　交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、「大規模地震対策特別措置法」第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、緊急交通路及び主要避難路を確保するものとする。

（１）県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要各道路においては県内への流入車両（軽車両を除く）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編においては「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

（２）県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

（３）交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路、東富士五湖道路ほか

（４）緊急交通路等を確保するための措置

緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。

路線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC
東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ケ日IC
東富士五湖道路	須走IC
東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC
国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC
西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点

４　緊急輸送車両の確認等

（１）緊急輸送車両の対象

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法」第21条第１項の地震防止応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

なお、地震防災応急対策は、次の事項について行うものと規定している。

ア　地震予知情報の伝達及び避難指示に関する事項

イ　消防、水防その他応急措置に関する事項

ウ　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ　防災上重要な施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ　犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ　緊急輸送の確保に関する事項

キ　地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置その他応急対策を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク　上記ア～キに掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（２）緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続~~き~~

ア　申出の方法

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課（地域交通課）に提出する。

イ　確認方法

前記アの申出に基づき、県公安委員会（警察）は緊急輸送車両であることを確認するものとし、県公安委員会（警察）は、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

ウ　有効期間

標章及び緊急通行車両確認証明書の有効期限は、最長５年とする。

エ　標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけるものとする。

オ　標章及び緊急通行車両確認証明書の返納

次に該当するときは、警察署交通課（地域交通課）に返納するものとする

（１）緊急輸送車両等が該当しなくなったとき。

（２）緊急輸送車両等が廃車となったとき。

（３）有効期限が満了するとき。

（４）その他緊急輸送車両等としての必要がなくなったとき。

カ　事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認

事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、発災後に警察署及び交通検問所において確認を実施し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

キ　標章及び緊急通行車両確認証明書の取り扱い

警戒宣言発令時に交付した標章及び緊急通行車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法

第76条第１項」の規定に基づく緊急通行車両として交付を受けている車両とみなす。

４２９－２　交通機能の確保

１　広報の実施

市は、緊急輸送路、主要避難路を確保するため、次の事項について広報を実施する。

（１）車両走行の自粛

（２）緊急輸送路、主要避難路からの車両の待避

２　道路啓開の準備

（１）市は、袋井警察署等と協力し、緊急輸送路、主要避難路における閉そく状況等を調査し、物件の所有者及び占有者等に対して除去等の指示に努めるものとする。

除去を指示する物件は次のとおりとする。

ア　沿道に駐車してある自動車、オートバイ、自転車等

イ　沿道にある不安定な構築物及び工事用架設足場等

ウ　その他路上に放置されている物件及び危険な事態の発生するおそれのある物件

（２）市は、災害発生後の道路啓開等を円滑にするため、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合、及び自主防災組織等に対し、所用措置の準備の要請を行うものとする。

３　道路工事等の措置

市長は、道路における工事中の箇所について、他に定めのあるものを除き、工事業者に工事の中断、補強、その他保安措置を講ずるよう指示する。

第１０章　地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【注意情報発表時における措置】

１　緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

２　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

３　必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、市は県に対して、調達又はその準備的措置を要請する。

４　必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。

５　市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。

６　市は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

７　市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時における措置】

４２１０－１　食料及び日用品の確保

１　調達の方針

（１）警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品（以下「緊急物資」という。）は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

（２）市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

（３）市民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要

な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

２　警戒宣言発令時に市及び自主防災組織等がとる措置

（１）袋井市

ア　非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。

イ　必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、県に対し調達を要請する。

ウ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を確認する。（資料５－６－２～３）

エ　緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。（資料５－６－１）

（２）自主防災組織及び市民

自主防災組織は、あらかじめ定めてある方法及び手段により、緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は、自助努力により緊急物資を確保するとともに、非常持出品を確認し、必要に応じ搬出を行う。

３　警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は県に対して緊急物資の調達を要請するものとする。

４２１０－２　飲料水等の確保

市及び自主防災組織等は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

１　袋井市

（１）市民に対して同時通報用無線等により備蓄している飲料水の点検･確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

（２）応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

（３）水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

（４）応急復旧体制の準備をする。

（５）市警戒本部の支部は、ろ水機等資機材の点検及び貯水用タンクへの貯水を行う。

２　自主防災組織及び市民

（１）備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲（最低１人１日３㍑を７日分）で貯水する。

（２）自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

４２１０－３　医療救護活動の準備

市及び自主防災組織等は医療救護活動の準備のため、次の活動を行う。

１　袋井市

（１）救護本部を設置するとともに、医療チームの参集について袋井市医師会等に要請し、救護所を設置する。（資料５－４－１）

（２）救護所で使用する資機材等の配置を行う。

（３）患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

（４）市民に対し、医療救護施設情報を周知する。

（５）小笠袋井薬剤師会に医薬品供給準備について要請する。

（６）医薬品が不足する場合は、県西部方面本部へ要請し、医薬品備蓄センター又はあっせん先から調達する。

２　救護所の体制

救護所は、原則として医師１人、災害時看護ボランティア（看護師等）２人、業務調整員（薬剤師・事務職員等）１～２人の計４～５人をもって、医療チームを構成する。

３　自主防災組織及び市民

救護搬送班を編成し、資機材等の準備を行う。

４２１０－４　防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

市及び自主防災組織等は、警戒宣言が発令された時は、地震発生後における防疫、保健衛生及び廃棄物処理のため、次の措置を講ずる。

１　防疫及び保健衛生活動

（１）袋井市

ア　防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

イ　備蓄防疫薬剤の在庫を確認し、不足する場合は、小笠袋井薬剤師会及び遠州中央農業協同組合等から調達するほか、県西部方面本部へ要請してあっせん先から調達する。

ウ　市民等に対し、感染症や食中毒が発生しないよう、清掃の徹底、手洗いの励行、食物の取扱上の注意など保健衛生の啓発指導を行う。

エ　避難した市民等の健康管理を行うため、必要に応じ、市指定避難地等へ市保健師等を派遣し、保健衛生の指導を行うとともに、軽微な傷病者に対する応急救護措置を講ずるものとする。

オ　避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

（２）自主防災組織及び市民

ア　自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

イ　市民は、し尿、生ごみの自家処理に必要なバケツ、ふたつき容器等を準備する。

２　廃棄物処理、汚水処理

袋井衛生センター、中遠クリーンセンター、袋井浄化センター、アクアパークあさば、環境保全センターやまなみにおいて、ごみ焼却、し尿処理及び汚水処理の処理量等の調整を行う。

（１）各施設の維持活動

ア　各施設関連業者等への応急復旧の準備の委託及び復旧資機材の確認を行う。

イ　各施設の点検及び地震発生後の緊急措置の準備をする。

（２）し尿処理

ア　関係機関との連絡体制等について確認する。

イ　医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

ウ　市と協定を締結したし尿収集業者（株式会社フクエイ、株式会社袋井清掃）へ発災時の協力を要請する。

エ　し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

（３）廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

ア　関係機関との連絡体制等について確認する。

イ　仮集積場の確認を行う。（資料６－１－19）

ウ　ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。（資料５－７－１）

（４）汚水処理

関係機関等との連絡体制等について確認する。

第１１章　市有防災施設設備の防災措置

計画作成の主旨

警戒宣言発令時において、市の防災上重要な施設・設備、及び市民生活を維持するために必要な施設の管理者等が行う点検、応急措置について定める。

なお、注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

４２１１－１　無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

１　通信施設（静岡県防災行政無線、袋井市地域防災無線、袋井市防災行政無線、袋井消防無線等。予備電源を含む。）を点検するとともに動作状態を確認し、通信手段を確保する。（資料３－２－１）

２　充電式携帯無線機の完全充電を行い、その他の携帯無線機等の乾電池を確保する

３　保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

４２１１－２　公共施設等

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、海岸、ため池、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等の建設関連団体に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【注意情報発表時における措置】

１　本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

（１）注意情報等を在庁者に庁内放送で伝達する。
（２）非常用電源装置、発電機、ろ水機及び消防用設備（可搬式消防ポンプ、消火器等）等の点検、整備を行う。
（３）設備、備品等の転倒及び落下防止措置を講じる。
（４）火気使用場所（機械室、各階湯沸室）の火元の点検、ＬＰガス、軽油タンク等の元栓を閉める。
（５）公用車を車庫から駐車場へ移動する。
（６）燃料及び食料等の緊急備蓄物資の確認を行う。
（７）飲料水の受水槽への緊急貯水を行う。

２　病院

（１）各種設備の点検及び安全措置をとる。
（２）発火危険物品、毒物、劇薬の点検と安全措置を行う。
（３）主要医療器具の固定を行う。

３　水道施設

（１）警戒宣言発令に備え、貯水池の溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
（２）水道施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
（３）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。

４　清掃施設

（１）し尿、ごみ処理施設の点検及び保安措置を行う。
（２）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

５　公共下水道施設、農業集落排水施設

（１）警戒宣言発令に備え、関係機関との連絡体制等について確認する。
（２）下水道台帳の準備を行う。
（３）基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
（４）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。

６　工事中の施設、建築物等

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

１　本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

（１）警戒宣言発令とともに一般業務を中止し、警戒宣言、地震予知情報等を在庁者に庁内放送で伝達する。
（２）非常用電源装置、発電機、ろ水機及び消防用設備（可搬式消防ポンプ、消火器等）等の点検、整備を行う。
（３）設備、備品等の転倒及び落下防止措置を講じる。
（４）火気使用場所（機械室、各階湯沸室）の火元の点検、ＬＰガス、軽油タンク等の元栓を閉める。
（５）自動ドア及び各出入口を開放する。また、エレベーターの使用を禁止し、停止する。
（６）公用車を車庫から駐車場へ移動する。
（７）市役所敷地内への一般車両の進入禁止又は進入制限措置を行う。

（８）燃料及び食料等の緊急備蓄物資の確認を行う。
（９）飲料水の受水槽への緊急貯水を行う。

２　病　院

（１）各種設備の点検及び安全措置をとる。
（２）発火危険物品、毒物、劇薬の点検と安全措置を行う。
（３）主要医療器具の固定を行う。

３　水道施設

（１）貯水池の溢水等を配慮した安全水位を確保し、送水を継続する。
（２）水道施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
（３）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。

４　清掃施設

（１）し尿、ごみ処理施設の点検及び保安措置を行う。
（２）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

５　公共下水道施設、農業集落排水施設

（１）関係機関との連絡体制等について確認する。
（２）下水道台帳の準備を行う。
（３）基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
（４）市との協定締結業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。

６　工事中の施設、建築物等

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

４２１１－３　その他の公共施設等

【注意情報発表時における措置】

１　道　路

道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

２　河川及び海岸保全施設

（１）津波により被害の生じるおそれのある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖措置のための配備を行うとともに、住宅や利用者等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。
（２）工事業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

３　排水機場

（１）内水排除施設等の管理者は、内水排除施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他の所要の措置を講ずる。
（２）工事業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

４　ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放水、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

５　地すべり、急傾斜地等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

１　道　路

（１）道路管理者は、車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対して行う。
（２）道路管理者は、地震発生時危険のおそれがある道路、橋梁の交通規制を行う。

（３）道路管理者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに所管道路の緊急点検及びパトロールにより状況を把握し、交通の制限及び工事中の箇所は保安措置後の工事中止等の措置を行う。
（４）市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための重機械、資機材、人員等の配備手配を行い、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等に応急復旧出動体制の確立を要請し、出動できる建設業者、技術者、労務者、資機材等の把握に努める。（資料６－１－３、５）
（５）市長は、緊急輸送路及び主要避難路に支障のある障害物を必要に応じ、除去の指示又は除去する。この場合、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等に協力を求める。自主防災組織はこれらに協力する。
（６）市は、緊急輸送路及び主要避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

２　河川及び海岸保全施設

（１）津波により被害の生じるおそれのある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。
（２）工事業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

３　排水機場

（１）内水排除施設等の管理者は、警戒宣言が発令されたときは、内水排除施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他の所要の措置を講ずる。
（２）工事業者等へ応急復旧の協力要請を行う。

４　ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行う。

５　地すべり、急傾斜地等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための市・住民間の連絡体制を整える。

４２１１－４　コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

１　コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
２　重要なデータから順次安全な場所に保管する。
３　警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除き、運用を停止する。

第１２章　防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【注意情報発表時における措置】

１　水道（袋井市）

飲料水の供給を継続するとともに、 警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

２　公共下水道（袋井市）

汚水処理を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、準備的措置を実施する。

３　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川営支社、島田電力センター））

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

４　都市ガス（袋井ガス株式会社）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

５　通信（ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店））

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

６　放送（日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送会社（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社））

注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

７　市中金融（市内金融機関）

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

８　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（袋井駅、愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社）

（１）列車の運転規制等

ア　旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ　貨物列車については、強化地域への侵入を禁止する。

（２）旅客等に対する対応

注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

９　バス（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）

（１）平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

（２）帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

（３）警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

10　道路（県公安委員会、道路管理者）

（１）平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

（２）警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

11　病院・診療所

（１）災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

（２）設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を構ずる。

（３）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

（４）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、

引渡しを実施することができる。

12　スーパー等

（１）スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

（２）営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

１　水道（袋井市）

（１）飲料水の供給は継続する。

（２）地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

２　公共下水道（袋井市）

（１）汚水処理を継続する。

（２）地震発生に備え、緊急措置の準備を行う。

３　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター））

（１）電力の供給は継続する。

（２）地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

４　都市ガス（袋井ガス株式会社）

（１）ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。

（２）重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

５　通信（ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店））

（１）あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においてもＮＴＴ西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言サービスの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

（２）地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

６　放送（日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送会社（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社））

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

７　市中金融（市内金融機関）

（１）金融機関の営業

ア　営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。

（ア）正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。

（イ）営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

（ウ）現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

イ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発令された場合は、次による。

（ア）営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

（イ）ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

（ウ）ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ　営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ　手形交換所は、警戒宣言が発令された場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ　警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

（２）保険会社及び証券会社の営業

ア　営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、営業所等における営業を停止する。

イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ　警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

８　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（袋井駅、愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社）

（１）列車の運転規制等

ア　新幹線

（ア）想定震度が６弱以上の地域への進入を禁止する。

（イ）想定震度が６弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

（ウ）想定震度が６弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転して停車する。

イ　在来線

（ア）強化地域への進入を禁止する。

（イ）強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

（ウ）強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

（２）旅客等に対する対応

ア　警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ　滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

９　バス（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）

（１）バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン等によって警戒宣言の発令を覚知する。

（２）警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

10　道路（県公安委員会、道路管理者）

（１）強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

（２）強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

（３）強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・主要避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

（４）高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

（５）走行車両の運転者には低速走行を呼びかける。

11　病院・診療所

（１）救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

（２）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

（３）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

12　スーパー等

（１）スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

（２）顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

（３）営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第１３章　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の趣旨

大規模地震対策特別措置法第７条第１項第１号から第４号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【注意情報発表時における措置】

注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

１　注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

２　警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

（１）注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

（２）情報収集・伝達手段の確保に関する事項

（３）施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

（４）施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項

（５）避難誘導の方法、市指定避難地等の確認等の避難誘導に関する事項

（６）警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認

（７）その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

３　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

（１）注意情報の内容と意味等

（２）当該施設における注意情報発表時の応急対策の内容

（３）冷静な対応の実施

（４）公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報

（５）当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

（６）警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容

（７）その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

【警戒宣言発令時における措置】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応

急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

１　警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

２　地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

（１）地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制

（２）防災要員の参集連絡方法、参集手段等

３　地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

（１）利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項

（２）情報収集・伝達手段の確保

（３）救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項

（４）施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

（５）設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項

（６）備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項

（７）警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項

（８）商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項

（９）その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

４　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

（１）警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等

（２）当該施設における地震防災応急対策の内容

（３）公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報

（４）その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

１　病院・診療所

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】11病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】11病院・診療所に準ずる。

２　スーパー等

【注意情報発表時における措置】

（１）警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

（２）警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

（３）市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。

（４）食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時における措置】

（１）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

（２） 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
（３）市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
（４）食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

３　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設

（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第２号に掲げる施設又は事業所）

【注意情報発表時における措置】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時における措置】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

４　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第３号に掲げる事業所）

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】８鉄道、９バスに準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】８鉄道、９バスに準ずる。

５　学校・幼稚園・保育所及び認定こども園

教育委員会は、市立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「危険管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。

また、市は、私立の幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【注意情報発表時における措置】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時における措置】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園（所）しないものとする。

家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

６　社会福祉施設

【注意情報発表時における措置】

（１）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

（２）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア　家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時における措置】

（１）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

（２）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア　家族等への引渡し

イ　家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

７　放送事業

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】６放送に準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】６放送に準ずる。

８　その他の施設又は事業

８－１　道路

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】10道路に準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】10道路に準ずる。

８－２　ガス事業

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】４都市ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】４都市ガスに準ずる。

８－３　水道事業

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】１水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】１水道に準ずる。

８－４　公共下水道事業

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】２公共下水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】２公共下水道に準ずる。

８－５　電気事業

【注意情報発表時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】３電力に準ずる。

【警戒宣言発令時における措置】

本編第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】３電力に準ずる。

８－６　従業員1000人以上の工場

【注意情報発表時における措置】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時における措置】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第１４章　市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【注意情報発表時における措置】

１　各施設が共通して定める事項

（１）注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達

（２）注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立

（３）施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置

（４）施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

２　施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、本編第13章の規定に準ずる。

（１）病院

注意情報発表時の診療体制

（２）学校

ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ　地域住民等の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

（３）社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

（４）水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

（５）下水道処理施設、農業集落排水施設

警戒宣言発令に備えた災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時における措置】

１　各施設が共通して定める事項

（１）地震予知情報等の施設利用者等への伝達

（２）地震防災応急対策を実施する組織の確立

（３）避難誘導等利用者等の安全確保措置

（４）消防、水防等の事前措置

（５）応急救護

（６）施設並びに設備の整備及び点検

（７）防災訓練及び教育、広報

２　施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、本編第13章の規定に準ずる。

（１）病院

警戒宣言発令時の診療体制

（２）学校（幼稚園、保育所を含む。）

ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ　地域住民等の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

（３）社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

（４）水道事業

ア　応急給水対策の方法

イ　施設の応急復旧の方法等

ウ　溢水等による災害予防措置

（５）下水道処理施設、農業集落排水施設

ア　施設応急復旧の方法等

イ　災害予防措置